

# 法文学部修学の手引

— 令和6年度入学 —

鹿児島大学法文学部

# 法文学部修学の手引

—令和6年度入学—

# 法文学部の教育の目標及び方針

## 1. 法文学部の教育目標

法文学部は、情報化、国際化および地域社会の変化に伴う諸問題に適切に対処できる現実的な課題解決能力をもつ人材の育成を教育目標にしています。

## 2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

鹿児島大学法文学部は、学位授与の方針に掲げる能力を備えた人材を育成するために、以下に示す方針に基づいて、初年次から卒業まで系統性のある教育課程（カリキュラム）を編成・実施します。

### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 人文社会科学に関する幅広い教養と高度な専門的知識及びこれらに基づく論理的・科学的思考力を育むために、「基礎」・「活用」・「実践」の三つの領域による体系的な教育プログラムを提供します。
- (2) 人文社会科学の各学問分野を学ぶための総合的な見方と基礎的な知識を身につけるために、法文スタンダード科目及び学科共通の「基礎」領域科目を配置します。
- (3) 人文社会科学の各学問分野に関する幅広い教養と高度な専門的知識を育み、人と社会、人と文化に関する論理的・科学的思考力を身につけるために、コースごとに「活用」領域科目を配置します。
- (4) 人文社会科学の知識を踏まえ、地域社会や国際社会における諸課題を適切に解決するための判断力を身につけるために、コースごとに「実践」領域科目を配置します。
- (5) 自ら習得した知識を自らの考えに即して他者に説得的に伝える能力を身につけるとともに、南九州特有の歴史・文化・社会や高度な専門的職業につながる分野についての知識を習得し、現場を熟知し、他者と協働し実践できる能力を備え、現場、地域社会、及び国際社会に積極的に貢献するために、法文アドバンスト科目を配置します。

### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 人文社会科学に関する知識・能力を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行います。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行います。

### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行います。

## 3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

鹿児島大学法文学部は、全学の学位授与の方針及び法文学部の教育目標に鑑み、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学士の学位を授与します。

1. 人文社会科学の基礎的知識を総合的に活用して、文系理系を越えた幅広い教養と倫理観を身につけ、地域社会の課題に創造的に取り組むことのできる能力
2. 社会や文化に関する諸問題について論理的・科学的に思考することのできる能力
3. 人文社会科学の知識を踏まえ、地域社会や国際社会における諸課題に対し適切な解決を提案できる能力
4. 習得した知識を文脈に応じて伝達することのできる能力
5. 南九州特有の歴史・文化・社会についての知識を専門的分野で活用することのできる能力

# 法経社会学科の教育の目標及び方針

## 1. 法経社会学科の教育目標

法経社会学科は、社会科学に関する基礎的体系的な知識を修得し、幅広い視野の下で身につけた法学、社会学、経済学などの社会科学の素養を、地域の問題発見と課題解決に積極的に活用できる人材の育成を目標としています。

## 2. 法経社会学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 大学で学ぶ意味や学習の方法を理解し、他者とのコミュニケーションや情報処理など基本的なスキルを身につけさせるために、1年次から共通教育科目や法文スタンダード科目を配置し、これらを履修させます。また、これらの科目を履修させることにより、市民生活に必要な教養や規範を広く身につけ、社会に対する洞察力などを培い、将来社会人となる自己の人生設計について考える場を提供します。
- (2) 社会科学の諸分野について幅広く理解し、各コースの専門分野を学ぶ基礎的な方法を身につけさせるために、1年次に、基礎領域の学科共通科目（必修）として、「社会科学基礎」および「社会科学基礎演習」を配置します。また、基礎領域の学科共通基礎科目（選択必修）として、法学、社会学、経済学に関する基礎科目を配置し、社会科学の幅広い分野の基礎科目を履修させます。
- (3) 各コースの専門分野の知識を系統的に修得させるとともに、地域社会や国際社会の諸課題を適切に解決できる能力を涵養するために、活用領域および実践領域に配置された専門科目（選択科目）を、主に2年次から学年進行にあわせて段階的にこれを履修させます。
- (4) 就職など卒業後の進路を自ら探求することができるように、学部共通の法文アドバンスト科目に配置されているキャリア関連科目や地域関連科目などを履修させます。共通教育科目を幅広く履修させるとともに、専門科目を体系的に履修させることにより、社会の様々な場で活躍できる対応力をもった職業人としての基礎的な能力を身につけさせます。

### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 社会科学に関する知識・能力を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行う。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行います。

### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行います。

## <法学コース>

学生の将来の進路を意識して、「公共政策法モデル」、「国際企業取引法モデル」、「司法モデル」の3つの履修モデルを置き、以下のポリシーにしたがって教育課程を編成する。

### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 社会科学の幅広い基礎知識を修得させるために、法学、政治学、経済学に関する科目を「基礎科目」として開講する。
- (2) 地域社会や国際社会の抱える課題の発見とその解決に向けた科学的・論理的思考力を育成するため

に、法学を体系的に修得させ、法的思考能力を涵養するのに必要な基本七法を中心とする科目、および、政治・行政に関する科目を「活用科目」として開講する。

- (3) 法学および政治学の知識と思考力を活用し、地域社会や国際社会における現実的課題を適切に解決するための実践的判断力の育成に資する科目を「活用科目」として開講する。
- (4) 地域社会や国際社会の諸課題の解決に不可欠な、自らの考えをまとめて他者にわかりやすく説明するための表現力を涵養する「演習」を「実践科目」として開講する。
- (5) 多様な考えや視点を踏まえつつ、法学的・政治学的思考を用いた課題解決のためのファシリテーション能力を育成する「実践演習」、「キャリア形成演習」、「キャリア体験実習」を「実践科目」として開講する。

## 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 法学および政治学に関する知識・能力を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行う。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行う。

## 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行う。

## <地域社会コース>

### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 2年次からは、地域社会のマネジメントの観点から「基礎領域および活用領域」の経済学、経営学、社会学及び社会教育学における基本的な専門科目を学び、基本的な知識と思考力を身につける。
- (2) 3年次からは、社会学、社会教育学を中心に地域社会における協働形成に関する応用的な「活用領域」の専門科目を学び、地域社会の現状理解や問題解決のための協働形成に必要な基礎的思考力を養成する。これに加えて、経済学、経営学、政策学、法律学などの科目を学ぶことにより、地域社会の諸問題の解決に必要な多面的な知識と思考力を身につける。
- (3) 2年次～3年次では、少人数教育の「実践領域」の科目を履修させる。演習では、基礎的な専門知識を定着させ、さらに高度な専門知識を学ぶと共に、自ら課題を発見して論理的に分析する思考力と、それを正確に表現する能力を身につける。また、地域社会実習などの実習科目では、地域社会の具体的事例に触れることで協働形成における判断力および実践力を身につける。
- (4) 4年次では、これらの学習のまとめとして特殊研究においてレポートを作成させることによって、現代の地域社会が直面する諸課題に対して、地域社会のマネジメントの観点から社会学、社会教育学を中心とした社会科学に関する基礎知識を基にした論理的思考力や表現力、問題解決のための総合実践力を涵養する。

### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 社会学および社会教育学に関する知識・能力を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行う。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行う。

### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行う。

#### <経済コース>

#### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 2年次からは、「基礎領域および活用領域」の経済学および経営学における基本的な専門科目を学び、基本的な知識と思考力を身につける
- (2) 3年次からは、経済学および経営学を中心に、応用的な「活用領域」科目の専門科目を学び現実の経済・経営現象を理解する能力や、問題解決のための基礎的思考力を養成する。さらに、法律学や社会学などの科目を履修することによって、地域社会や国際社会の諸問題の解決のために必要な多面的知識と科学的思考力及び実践的判断力を身につける。
- (3) 2年次～3年次では、少人数教育の「実践領域」の科目を履修させる。演習では、基礎的な専門知識を定着させ、さらに高度な専門知識を学ぶと共に、自ら課題を発見して論理的に分析し、それを正確に伝え、表現する能力を身につける。また、地域社会や国際社会での判断力および実践力を身につける。
- (4) これらの学習を通して、4年次で特殊研究を履修・作成させることによって、現代社会や地域が直面する経済的・経営的・政策的課題に対して、経済学および経営学を中心とした社会科学に関する基礎知識を基に論理的に思考し、表現できる、問題解決のための総合実践力を涵養する。

#### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 経済学および経営学に関する知識・能力を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行う。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行う。

### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行う。

### 3. 法経社会学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- (1) （汎用力）法学，社会学，経済学を中心とした社会科学全般に関する基礎的知識と理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を修得して，総合的な観察力を身につけている。
- (2) （思考力）社会科学的手法に基づいて，地域社会や国際社会における諸課題を解決するための論理的かつ科学的思考力を身につけている。
- (3) （判断力）社会科学の知識と手法を踏まえ，地域社会や国際社会の諸課題を適切に解決できる判断力を身につけている。
- (4) （表現力）社会科学の知識を活用した論理的な思考によって自らの考えをまとめ，これを他者にわかりやすく説明できる表現力を身につけている。
- (5) （総合実践力）社会現象の中から解決すべき課題を発見し，多様な考えや視点を踏まえつつ，課題解決に向けたファシリテーション能力を備えるとともに，南九州を中心とした地域社会またはアジアを中心とした国際社会の発展に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。

#### <法学コース>

- (1) (汎用力) 法学および政治学に関する基礎的知識と理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を修得して、総合的な観察力を身につけている。
- (2) (思考力) 法学および政治学の知識を活用し、地域社会や国際社会における現実的課題を解決するための論理的・科学的思考力を身につけている。
- (3) (判断力) 法学および政治学の知識と思考力を用いて、地域社会や国際社会における現実的課題を適切に解決するための実践的判断力を身につけている。
- (4) (表現力) 法学および政治学の知識を活用した論理的な思考に基づき、地域社会や国際社会の諸課題の解決のために、自らの考えをまとめ、これを他者にわかりやすく説明できる表現力を身につけている。
- (5) (総合的実践力) 南九州を中心とする地域社会やアジアを中心とする国際社会の諸状況を踏まえ、社会現象の中から解決すべき課題を発見し、多様な考えや視点を踏まえつつ、法学的・政治学的思考を用いた課題解決のための適切なファシリテーション能力を備え、地域社会の発展に貢献する「進取の精神」を身につけている。

#### <地域社会コース>

- (1) (汎用力) 地域社会の現状と動態を把握し、問題解決を目指すために経済学、経営学、社会学、社会教育学および法律学の基礎的知識を修得し、さらに理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を修得している。
- (2) (思考力) 地域社会の抱える諸課題を組織マネジメントに基づく地域コミュニティ活性化の観点から把握するために社会学、経営学、社会教育学などの手法に基づく論理的かつ科学的な思考力を身につけている。
- (3) (判断力) 住民による組織マネジメントに基づく地域コミュニティ活性化の観点から、社会学、経営学、社会教育学などの手法を踏まえて地域社会の諸課題を分析し、企業や行政とともに解決に導くことができる判断力を身につけている。
- (4) (表現力) 社会学、社会教育学の知識と実践を経営学、経済政策、行政学などの視点に適切に結びつけることにより、組織マネジメントに基づく地域コミュニティ活性化の観点から協働形成を目指すために、地域社会の抱える諸課題とその解決に関する自らの考えを他者にわかりやすく説明できる表現力を身につけている。
- (5) (総合的実践力) 地域コミュニティのマネジメントの観点から地域社会が抱える諸課題の解決を目指し、社会学、社会教育学の知識と手法を用いた住民参画による協働形成に向けたファシリテーション能力を備え、それをもとに非営利組織、住民団体、企業、行政など多様な分野において地域社会の活性化を目指し、南九州を中心とする地域社会に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。

#### <経済コース>

- (1) (汎用力) 社会科学に共通の基礎的知識と総合的な観察力を備えた上で、経済学、経営学、会計学に関する基礎的知識を体系的に修得し、理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を修得している。
- (2) (思考力) 経済学、経営学、会計学の知識を活用し、地域経済や国際経済における現実的課題を解決するための論理的かつ科学的思考力を身につけている。
- (3) (判断力) 経済学、経営学、会計学の知識と思考力を用いて、地域経済や国際経済の諸課題を適切に解決するための実践的判断力を身につけている。
- (4) (表現力) 経済学、経営学、会計学の知識を活用した論理的な思考に基づき、地域経済や国際経済の諸課題の解決のために、自らの考えをまとめ、これを他者にわかりやすく説明できる表現力を身につけている。
- (5) (総合的実践力) 地域経済の抱える諸課題を把握し、その解決に向けたファシリテート能力を備え、南九州の地域経済やアジアを中心とした国際経済に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。

# 人文学科の教育の目標及び方針

## 1. 人文学科の教育目標

地域及び世界の多様な文化、歴史、環境への深い造詣に基づき、広い視野に立って、地域社会と国際社会の課題を実践的に解決できる人材、人間の心と行動への深い造詣に基づき、心理的支援によって地域に貢献できる人材、心理学の知見を活用し産業・行政分野で貢献できる人材の養成を教育目標にしています。

## 2. 人文学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 人文学科では、人文学科の多様な専門領域に関する知識・技能を基礎から応用へと段階的に学ぶとともに、そこで得た広く深い知識・技能を、社会に生かす実践力まで高めるため、「基礎」「活用」「実践」の三つの領域に区分して教育プログラムを構成します。
- (2) 1, 2年次の「基礎」領域には、人文科学の各領域を学ぶ上で必須とされる基礎的科目を配置し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、論理的・科学的思考力を養成します。
- (3) 2, 3年次の「活用」領域には、人文学科の各領域に関する講義・演習・実習・実験等の科目を配置し、高度な幅広い知識・技能を獲得するとともに、地域社会や国際社会における諸課題を適切に解決するための判断力・プレゼンテーション力・コミュニケーション力の育成を図ります。また、複数のカリキュラムに基づく履修モデルを学生に呈示することで、将来のキャリアを見据えた科目履修を促します。
- (4) 3, 4年次の「実践」領域には、卒業論文や実際の現場での活動を含む実習科目を配置し、人文科学の諸知識を適切に生かして地域社会や国際社会に貢献するための総合的実践力と協調的コミュニケーション力の完成を目指します。

### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 人文学科の多様な専門領域に関する知識・技能を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを呈示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行います。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行います。

### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行います。

## <多元地域文化コース>

- (1) 多元地域文化コースでは、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境に関する知識・技能を基礎から応用へと段階的に学ぶとともに、そこで得た広く深い知識・技能を、社会に生かす実践力へと高めるため、「基礎」「活用」「実践」の三つの領域に区分して教育プログラムを構成します。
- (2) 1, 2年次の「基礎」領域には、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境を学ぶ上で必須とされる基礎的科目を配置し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境を比較・理解するための論理的・科学的思考力を養成します。
- (3) 2, 3年次の「活用」領域には、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境とその関連領域に関する講義・演習・実習等の科目を配置し、高度な幅広い知識・技能を獲得するとともに、地域社会や国際社会における諸課題を適切に解決するための判断力・プレゼンテーション力・協調的コミュニケーション力の育成を



図ります。また、複数のカリキュラムに基づく履修モデルを学生に提示することで、将来のキャリアを見据えた科目履修を促します。

- (4) 3, 4年次の「実践」領域には、卒業論文を配置し、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境に関する知識を適切に生かして地域社会や国際社会に貢献するための総合的・協働的実践力の完成を目指します。

#### <心理学コース>

##### 1. 初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成

- (1) 心理学コースでは、心理学の多様な専門領域の知識・技能を基礎から応用へと段階的に学ぶとともに、そこで得た広く深い知識・技能を、社会に生かす実践力まで高めるため、「基礎」「活用」「実践」の三つの領域に区分して教育プログラムを構成します。
- (2) 1, 2年次の「基礎」領域には、心理学を学ぶ上で必須とされる基礎的科目を配置し、心理学の基礎知識・技能を習得させるとともに、論理的・科学的思考力を養成します。
- (3) 2, 3年次の「活用」領域には、様々な心理学領域やその関連領域の講義や実験・実習科目を配置し、心理支援の現場で必要とされる幅広い知識・技能の獲得と判断力・コミュニケーション力の育成を図ります。また、地域の諸問題への心理的サポートなど、地域の「心の健康」を担う知識と技能を養う「コミュニティ心理支援」カリキュラムと、消費者心理に基づいた戦略立案、円滑な組織づくりなど、地域産業に貢献できる技能を養う「産業心理支援」カリキュラムの2つの履修モデルを学生に提示することで、将来のキャリアを見据えた科目履修を促します。
- (4) 3, 4年次の「実践」領域には、実際の現場での活動を含む実習科目や卒業論文を配置し、心理学の知識を適切に生かすための実践的判断力と協調的コミュニケーション力の完成を目指します。

##### 2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

- (1) 心理学に関する知識・技能を育むため、授業科目を三領域に区分して年次配置を行うとともに、学生に対してカリキュラム・マップを提示することにより、卒業までの履修期間における体系的効果的な学修を促す教育を行います。
- (2) 地域社会や国際社会に貢献できる市民を育成するため、学際的実践的な知識・能力を習得できる科目群を配置し、学生の自主的な学修を促す教育を行います。

##### 3. 厳格な成績評価の実現

評価の客観性及び厳格性を確保するため、明確な成績評価方法と基準を策定するとともに、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行います。

### 3. 人文学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- (1) 人文科学の各学問分野を学ぶための総合的な見方と基礎的知識を備え、理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を習得している。
- (2) 人と文化に関する論理的・科学的思考力を身につけている。
- (3) 人文科学の知識を踏まえ、地域社会や国際社会における諸課題を適切に解決するための判断力を身につけている。
- (4) 人文科学的知識を踏まえ、自らの考えを明解に伝えるプレゼンテーション力と、多様な考えや視点を理解し、協調できるコミュニケーション力を身につけている。
- (5) 南九州特有の歴史・文化・環境や高度な専門的職業につながる分野についての知識を習得し、現場を熟知し、他者と協働し実践できる能力を備え、職場、地域社会および国際社会に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。

#### <多元地域文化コース>

- (1) 人文科学の各学問分野を学ぶための総合的な見方と基礎的知識を備え、理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を習得している。
- (2) 南九州に特有の文化・歴史・環境に関する知識を踏まえ、日本を含む世界各地の文化・歴史・環境を比較・理解する論理的・科学的思考力を身につけている。
- (3) 日本を含む世界各地の多元的な文化・歴史・環境に関する知識を踏まえ、南九州における地域社会や国際社会における諸課題を適切に解決するための判断力を身につけている。
- (4) 日本を含む世界各地の文化・歴史・環境に関する包括的な知識を踏まえ、南九州を相対化しながら、自らの考えを明解に伝えるプレゼンテーション力と、多様な考えや視点を理解し、協調できるコミュニケーション力を身につけている。
- (5) 南九州の地域的特性及び日本を含む世界各地の多元的な文化・歴史・環境や高度な専門的職業につながる分野についての知識を習得し、現場を熟知し、他者と協働し実践できる能力を備え、職場、国際社会および地域社会に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。

#### <心理学コース>

- (1) 人文科学の各学問分野を学ぶための総合的な見方と基礎的知識を備え、理系を含む学問分野を横断した幅広い知識を習得している。
- (2) 人間の心と行動に関する論理的・科学的思考力を身につけている。
- (3) 心理学と関連諸領域の知識を踏まえ、地域における個人や集団の心理的諸課題を適切に解決するための判断力を身につけている。
- (4) 心理学と関連諸領域の知識を踏まえ、自らの考えを明解に伝えるプレゼンテーション力と、多様な考えや視点を理解し、協調できるコミュニケーション力を身につけている。
- (5) 南九州特有の心理的諸課題や高度な専門的職業につながる分野についての知識を習得し、現場を熟知し、他者と協働し実践できる能力を備え、職場、地域社会および国際社会に積極的に貢献する「進取の精神」を身につけている。



# 目 次

鹿児島大学法文学部規則	2
第1章 総 則	2
第2章 コースの決定	3
第3章 授 業	3
第4章 試 験	4
第5章 卒 業	5
第6章 転学及び除籍	6
第7章 再入学及び編転入学	6
第8章 転学部、転学科及び転コース	7
第9章 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生	7
第10章 教員免許資格	8
第11章 学芸員となる資格	8
第12章 社会教育主事及び社会福祉主事となる資格	8
第13章 公認心理師となる資格	8
付表第1 開設授業科目の名称及び単位表	11
付表第2 履修科目の種類・名称及び単位数並びに履修方法	15
付表第3 卒業資格取得のための単位修得基準表	37
付表第4 中学校・高等学校教諭免許状取得のための単位修得方法	42
付表第5 学芸員となる資格取得に関する履修要項	52
付表第6 社会教育主事及び社会福祉主事となる資格取得に関する履修要項	54
付表第7 公認心理師となる資格取得に関する履修要項	56
鹿児島大学法文学部コース決定に関する細則	57
鹿児島大学法文学部転学科及び転コースに関する細則	58
鹿児島大学法文学部転学部に関する細則	59
鹿児島大学法文学部編入学及び転入学に関する細則	60
鹿児島大学法文学部再入学に関する細則	62
鹿児島大学法文学部研究生に関する細則	63
鹿児島大学法文学部卒業論文試験に関する細則	64
人文学科の卒業論文に関する取扱い要項	65
鹿児島大学法文学部科目等履修生に関する細則	66
鹿児島大学法文学部既修得単位認定規則	67
鹿児島大学法文学部履修登録単位数の上限に関する申合せ	68
鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムに関する規則	70
法経社会学科法学コース早期卒業に関する申合せ	72
法経社会学科地域社会コース・経済コース早期卒業に関する申合せ	74
人文学科早期卒業に関する申合せ	76
鹿児島大学法文学部における鹿児島県内大学等間及び放送大学との授業交流(単位互換)による単位修得に関する申合せ	78
鹿児島大学法文学部における国際学術交流協定大学への留学期間中に修得した授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	79
鹿児島大学法文学部チャレンジ・プログラムに関する申合せ	80
鹿児島大学法文学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則	83
法文学部期末試験受験上の心得	89

# 鹿児島大学法文学部規則

平成16年4月1日  
法規則第1号

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）に定める場合及び鹿児島大学法文学部教授会（以下「教授会」という。）において特例を定める場合を除き、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）における教育研究上の目的及び学生の授業、試験、卒業その他必要な事項について定めることを目的とする。

### (学科等)

第2条 本学部に、次の2学科を置く。

法経社会学科

人文学科

2 法経社会学科の学生は、次に掲げるコースの一つに所属して、これを学修するものとする。

法学、地域社会、経済

3 人文学科の学生は、次に掲げるコースの一つに所属して、これを学修するものとする。

多元地域文化、心理学

### (教育研究上の目的)

第2条の2 本学部は、文系総合学部として、人文社会科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問分野を横断した幅広い知識の修得を通して、人と社会、人と文化に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた人文社会科学の素養を地域の問題発見と課題解決に活用できる人材を育成することを目的とする。

法経社会学科は、社会科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問分野を横断した幅広い知識の修得を通して、人と社会に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた社会科学の素養を地域の問題発見と課題解決に積極的に活用できる人材を育成することを目的とする。

人文学科は、人文科学に関する基礎的体系的な知識の修得と、学問を横断した幅広い知識の修得を通して、人と文化に関する論理的・科学的な思考力・判断力・表現力を育み、幅広い視野の下で身につけた人文科学の素養を地域の問題発見と課題解決に活用できる人材を養成することを目的とする。

2 本学部及び本学部各学科はその目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

### (修業年限)

第3条 本学部の修業年限は、4年とする。

### (学 期)

第4条 学期は、次のとおりとする。

第1期…… 第1年次前期

第2期…… 第1年次後期

第3期…… 第2年次前期

第4期…… 第2年次後期

第5期…… 第3年次前期                      第6期…… 第3年次後期

第7期…… 第4年次前期                      第8期…… 第4年次後期

2 毎学年の前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 コースの決定

(コースの決定)

第5条 教授会は、法経社会学科に所属する学生のうち、地域社会コース及び経済コースにおいては、入学後1年以上在学した者についての決定を行う。

2 前項の学生のコース決定に関する細則は、別にこれを定める。

## 第3章 授 業

(授業期間の公示)

第6条 毎学期に行う授業の期間は、教授会の議を経て、その学期の始めにこれを公示する。

(授業の種類)

第7条 本学部における授業の種類は、講義、演習、実験及び実習の4種とする。

(開設授業科目)

第8条 各学科又はコースにおいて開設する授業科目の名称及び単位数は、別に定める（付表第1参照）。

2 必要あるときは、教授会の議を経て、別に定める授業科目以外の授業科目を開設することがある。

3 学則第38条第3項及び第4項に基づき、講義、演習、実験、実習若しくはこれらの併用により行う授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修すべき専門教育科目及び履修方法)

第9条 各学科に所属する学生の履修すべき専門教育科目は、基礎、活用、実践、法文アドバンスト、自由科目に分類される。

2 前項の各分類に属する授業科目の名称、単位数及び配当学期、授業時数その他の履修方法は、別に定める（付表第2参照）。

(開講授業科目の公示)

第10条 毎学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、前条第2項に定めるところに基づき、教授会の議を経て、その学期の始めにこれを公示する。ただし、必要あるときは、教授会は、その学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次及び授業時数を臨時に変更することができる。

2 臨時に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、開講の都度これを公示する。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を配慮して、必要があるときは、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を配慮して、必要があるときは、30時間の実験及び実習をもって1単位とすることができる。

(履修科目の届出及び受理)

第12条 学生は、履修しようとする科目を選定のうえ、本学部の指定する期間内に履修登録をしなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目については、単位の認定を受けることができない。

(履修科目の登録の上限)

第13条 教授会は、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、1学期の履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 前項の履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(履修科目の変更)

第14条 履修登録の変更は、定められた履修登録変更期間を除き、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、履修登録を取り消すことができるものとする。

(1) 病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

(2) 履修登録の確定後3週間以内に、履修登録取消申請をした場合

(他学部等の授業科目の履修等)

第15条 本学部の学生は第9条第2項の規定にかかわらず、他学部等に属する授業科目を、他学部の学生及び大学院の学生は本学部の授業科目を、それぞれ履修することができる。これらの場合は、あらかじめ関係学部長等の許可を受けなければならない。ただし、教職科目についてはこの限りでない。

## 第4章 試 験

(成績の判定)

第16条 専門教育科目を履修した者については、学力試験その他によって成績を判定し、合格者には所定の単位を与える。

2 成績の判定は、100点満点の評点をもって示し、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。90点以上を秀、90点未満80点以上を優、80点未満70点以上を良、70点未満60点以上を可とし、60点未満を不可とする。

3 合格の判定を受けた専門教育科目の成績及び単位数は、これを成績原簿に記入するとともに、成績通知票により、本人に通知する。

4 本学部の学生が、他学部等又は他大学等において修得した専門教育科目の単位は、教授会の議を経て、その一部又は全部を本学部の単位として認めることがある。

(学力試験)

第17条 学力試験は、科目試験及び卒業論文試験とする。

2 卒業論文試験に関する細則は、別にこれを定める。

(科目試験の方法及び判定)

第18条 科目試験は、授業を行った科目について、担当教員が筆記、レポート、口述等の試験によってこれを行う。

2 科目試験の成績の判定は、担当教員が行い、合格者には所定の単位を与える。

(科目試験の公示)

第19条 科目試験は、通常授業の終了する学期末に行い、その方法及び期日は、試験開始の2週間前までに公示する。ただし、科目によっては随時行うことがある。この場合の試験方法及び期日は、その科目の担当教員の定めるところによる。

2 第10条第2項に該当する授業科目の試験は、その授業の終了した後、本学部が適当と認める日時に、担当教員の指示する方法によってこれを行う。

(受験し得る科目)

第20条 学生は、第12条又は第14条に規定する手続を経て授業を受けた科目についてのみ、その科目試験を受けることができる。ただし、その科目の授業内容が、既に単位を修得した科目（以下「既修科目」という。）と同一の場合は、受験することはできない。

2 過年度の授業科目の受験については、担当教員の指示によってこれを許可することがある。

(不正行為の処置)

第21条 試験の際、不正行為の事実があったときは、次の各号のいずれかの措置をとる。

- (1) 当該受験科目の無効
- (2) その他の受験科目を含めての無効
- (3) 当該期の全受験科目の無効

2 前項各号のいずれかの処置を受けた者については、学則第60条により教授会の議を経て、学長が懲戒することがある。

(追試験)

第22条 病気、忌引、天災、公の証明ある事故その他やむを得ない事由により、学期末の科目試験を受験できなかった学生については、特に詮議の上、追試験を許可することがある。

2 学生は、追試験を受けようとするときは、前項の科目試験終了後1週間以内に、所定の様式により、追試験願書を、病気の場合は医師の診断書、忌引その他の事故の場合はその事故についての公の証明書を添付して学部長に提出しなければならない。

3 追試験は、本学部が適当と認める日時を公示してこれを行う。

(再試験)

第23条 科目試験の不合格者についての再試験は、これを行わない。

## 第5章 卒 業

(卒業者の認定)

第24条 本学部の学生で、法経社会学科においては次の第1号から第3号までの、人文学科においては第1号から第4号までの条件を満たした者は、教授会の議を経て、卒業者と認定する。

- (1) 第3条に定める修業年限以上在学した者
- (2) 鹿児島大学共通教育科目等履修規則（平成16年規則第115号）に定める共通教育科目の所定の授業科目及び単位数を修得した者
- (3) 本学部が別に定める必修科目、選択科目及び自由科目について、それぞれ所定の科目試験に合格し、



所定の単位数を修得した者

(4) 卒業論文試験に合格し、所定の単位数を修得した者

- 2 前項第2号から第4号までに規定する卒業資格取得のために必要な最低単位数のコース別修得基準は、別に定める。(付表第3参照)
- 3 卒業の時期は、原則として3月とする。ただし、9月の卒業を希望する者は、所定の願書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

(早期卒業)

第25条 前条の規定にかかわらず、教授会は学則第51条に定めるところにより、本学部の学生で本学部に3年以上在学した者で成績優秀な者については、卒業を認めることができる。

- 2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業者の学位)

第26条 本学部の卒業者には、それぞれ次の学士の学位を授与する。

法経社会学科法学コース卒業者 学士(法学)

法経社会学科地域社会コース卒業者 学士(学術)

法経社会学科経済コース卒業者 学士(経済学)

人文学科卒業者 学士(文学)

## 第6章 転学及び除籍

(転学)

第27条 本学部の学生で、学則第55条の規定により他の大学に転学を志願する者は、本学部を退学した上、転学の手続をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は、教授会の議を経て、在学のまま転学の手続をとることを許可することがある。

(除籍)

第28条 本学部の学生で、学則第57条の各号に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

## 第7章 再入学及び編転入学

(再入学)

第29条 本学部を退学した者(学則第57条第3号、第4号又は第5号に基づき除籍された者を含む。本条において以下同じ。)で、学則第34条第2項の規定により本学部に再入学を志願する者があるときは、退学後2年を超えていない場合に限り、教授会において詮議の上、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により再入学を許可された学生は、退学前に所属した学科又はコースに所属するものとする。
- 3 再入学者が退学前に修業した期間は修業年限に通算し、退学前の既修科目の単位数は修得すべき単位数に通算する。
- 4 前3項に定めるもののほか、再入学に関する細則は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第30条 学則第34条第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第35条の規定により本学部に入學を志願する者があるときは、当該学科・コースの教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、

編入学者又は転入学者として入学を許可することがある。

2 前項の編入学及び転入学に関する細則は、別にこれを定める。

## 第8章 転学部、転学科及び転コース

### (転学部)

第31条 学則第35条の規定により、本学部に転学部を志願する者があるときは、当該学科及びコースの教育・研究に支障のない限り、また本学部から他学部へ転学部を志願する者があるときは、教授会において選考の上、転学部を許可することがある。

2 前項の転学部に関する細則は、別にこれを定める。

### (転学科及び転コース)

第32条 学則第35条の規定により本学部内の転学科を志願する者があるときは、当該学科の教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、転学科を許可することがある。

2 転コースを志願する者があるときは、当該コースの教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、転コースを許可することがある。

3 前2項の転学科及び転コースに関する細則は、別にこれを定める。

## 第9章 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生

### (研究生)

第33条 学則第63条の規定により、本学部の研究生を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の研究生に関しては、鹿児島大学研究生規則（平成16年規則第113号）によるほか別に定めるところによる。

### (科目等履修生)

第34条 学則第64条の規定により本学部の特定の授業科目につき履修を志願する者があるときは、当該授業科目の授業に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生に関しては、鹿児島大学科目等履修生規則（平成16年規則第112号）によるほか別に定めるところによる。

### (委託生)

第35条 学則第65条の規定により、官庁又は公共団体等から本学部の特定の授業科目を指定して学生委託の願い出があるときは、当該授業科目を開設する講座又は学科目の教育・研究に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 前項の委託生に関しては、鹿児島大学委託生規則（平成16年規則第114号）によるほか別に定めるところによる。

### (外国人留学生)

第36条 学則第66条及び鹿児島大学外国人留学生規則（平成16年規則第127号）により、本学部の学生又は科目等履修生等として入学を許可された外国人については、この規則その他の細則を準用する。

## 第10章 教員免許資格

### (教員免許資格)

第37条 本学部の学生で、学部在学中に、第9条第2項に定める専門教育科目の所定の単位数を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第1に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目の所定の単位数を修得した者は、願い出により教員免許資格の証明を受けることができる。

2 教員免許資格取得のために修得すべき最低単位数及び修得方法は、別に定める（付表第4参照）。

## 第11章 学芸員となる資格

### (学芸員となる資格)

第38条 本学部の学生で、学芸員となる資格を取得しようとする者については、博物館法（昭和26年法律第285号）及び関係法令の定めによるほか、別にこれを定める。（付表第5参照）

## 第12章 社会教育主事及び社会福祉主事となる資格

### (社会教育主事及び社会福祉主事)

第39条 本学部の学生で、社会教育主事となる資格を取得しようとする者については、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び関係法令の定めによるほか、別にこれを定める。

2 本学部の学生で、社会福祉主事となる資格を取得しようとする者については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び関係法令の定めによるほか、別にこれを定める。（付表第6参照）

## 第13章 公認心理師となる資格

### (公認心理師となる資格)

第40条 本学部の学生で、公認心理師となる資格を取得しようとする者については、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び関係法令の定めによるほか、別にこれを定める。（付表第7参照）

### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第13条及び第25条の規定にかかわらず、平成14年3月以前に入学した者にはこれを適用しない。
- 3 第2条第1項の経済情報学科に在学する学生のうち、平成15年3月以前に入学した学生は、次に掲げるコースの一つを選定して、これを学修するものとする。

地域経済情報、国際環境経済

### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成17年9月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月2日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付表第1	開設授業科目の名称及び単位表	
	Ⅰ. 法文スタンダード科目	11
	Ⅱ. 法文アドバンスト科目	11
	Ⅲ. 法経社会学科の開設科目	11
	Ⅳ. 人文学科の開設科目	13
付表第2	開講科目一覧表	
	法経社会学科法学コース	15
	法経社会学科地域社会コース	19
	法経社会学科経済コース	23
	人文学科多元地域文化コース	26
	人文学科心理学コース	32
付表第3	卒業資格取得のための単位修得基準表	
	法経社会学科法学コース	37
	法経社会学科地域社会コース	38
	法経社会学科経済コース	39
	人文学科多元地域文化コース	40
	人文学科心理学コース	41
付表第4	中学校・高等学校教諭免許状取得のための単位修得方法	
	Ⅰ. 免許状取得について	42
	Ⅱ. 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法	42
	Ⅲ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	49
	Ⅳ. 教科の指導法に関する科目等の単位の修得方法	50
	Ⅴ. 教育実習参加資格について	51
	Ⅵ. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関する教育職員 免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）について	51
	Ⅶ. 教職実践演習の履習要件について	51
付表第5	学芸員となる資格取得に関する履修要項	52
付表第6	社会教育主事及び社会福祉主事となる資格取得に関する履修要項	54
付表第7	公認心理師となる資格取得に関する履修要項	56

付表第1（規則第8条第1項関係）

開設授業科目の名称及び単位数表

Ⅰ. 法文スタンダード科目

科目名	単位数
人文社会総合論	2

Ⅱ. 法文アドバンスト科目

(1) 法文アドバンスト科目Ⅰ

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
現代社会を探る	2	アクティブ・ゼミ	2	海外異文化体験実習	1
地域科学特殊講義	2	地域科学演習	2	人間らしく働くこととワークルール	2
観光学	2	医療と刑法	2	マスコミ論Ⅰ	2
島嶼ツーリズム論	2	自治体政策総合論	2	マスコミ論Ⅱ	2
新聞から読み解く「鹿児島近代」	2	まちづくり論	2		
ルールや専門職に学ぶ社会や地域	2	行政企業体験実習	1		

(2) 法文アドバンスト科目Ⅱ

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
自然科学から見る人・文化・社会	2	水産学概論	1	日本水産業概論	2
水圏環境保全科学	2				

Ⅲ. 法経社会学科の開設科目

(1) 学科共通科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
社会科学基礎演習	2	ミクロ経済学Ⅰ	2	経済史入門	2
社会科学基礎	2	ミクロ経済学Ⅱ	2	都市社会学	2
法学の基礎	2	マクロ経済学Ⅰ	2	社会教育概論	2
司法制度論	2	マクロ経済学Ⅱ	2	地域社会を学ぶ	2
憲法統治	2	統計作成論	2	企業論	2
社会学概論	2	統計利用論	2	企業会計論	2
経済学概論	2	哲学概説	2		
家族社会学	2	倫理学概説	2		

(2) コース科目

1) 法学コース科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
憲法人権Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	法史学	2
憲法人権Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	国際法	2
行政法総論Ⅰ	2	債権法Ⅲ	2	行政学	2
行政法総論Ⅱ	2	家族法	2	自治体政策論	2
国家補償法	2	環境法	2	刑事政策	2
行政争訟法	2	社会保障法	2	司法政策論	2
地方自治法	2	民事訴訟法Ⅰ	2	法政特殊講義	2
公共法務論	2	民事訴訟法Ⅱ	2	会社法Ⅰ	2

政治学	2	民事執行・保全法	2	会社法Ⅱ	2
政治史	2	倒産法	2	商取引法Ⅰ	2
刑法総論Ⅰ	2	租税法	2	商取引法Ⅱ	2
刑法総論Ⅱ	2	国際私法	2	有価証券法	2
刑法各論Ⅰ	2	国際取引法	2	労働法	2
刑法各論Ⅱ	2	国際関係論	2	企業法務論	2
刑事訴訟法Ⅰ	2	英米法	2	演習Ⅰ	2
刑事訴訟法Ⅱ	2	法社会学	2	演習Ⅱ	2
民法総則	2	外国法特論	2	実践演習	2
物権法Ⅰ	2	外国書講読	2	キャリア形成演習	2
物権法Ⅱ	2	法哲学	2	キャリア体験実習	1

## 2) 地域社会コース科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
歴史のなかの社会学	2	社会教育経営論Ⅰ	2	管理会計論	2
比較地域文化論	2	社会教育経営論Ⅱ	2	商業簿記	2
芸術文化デザイン論	2	生涯学習支援論Ⅰ	2	工業簿記・原価計算論	2
社会的コミュニケーション論	2	生涯学習支援論Ⅱ	2	意思決定論	2
経済政策論Ⅰ	2	社会教育施設論	2	財務会計論	2
農業政策論	2	ファシリテーションの基礎	2	経営情報論	2
社会調査	2	地域づくりとNPO	2	経営組織論	2
福祉と地域の社会学	2	コミュニティ論	2	社会教育演習Ⅰ	1
現代社会と地域社会	2	公共法務論	2	社会教育演習Ⅱ	1
社会問題と社会意識	2	環境教育論	2	地域社会実習	1
地域計画論	2	アートマネジメント論	2	社会教育実習Ⅰ	1
地域経済論Ⅰ	2	社会教育と地域創造の関わりを学ぶ	2	社会教育実習Ⅱ	1
地域経済論Ⅱ	2	成人教育論	2	社会教育実習Ⅲ	1
比較地域社会論	2	青年の主体形成論	2	社会教育実習Ⅳ	1
地域計量分析	2	図書館論	2	実用英語	2
地方自治法	2	地域社会特殊講義	2	観光英語	2
環境法	2	人権教育と平和	2	演習	2
生涯教育概論	2	まちづくりを考える	2	外国書研究	2
財政政策論Ⅰ	2	多文化共生の地域づくり	2	特殊研究	6
自治体政策論	2	社会教育実践論	2	エンドユーザ実習Ⅰ	1
行政学	2	経営戦略論	2	エンドユーザ実習Ⅱ	1
持続可能な地域づくりと教育	2	経営管理論	2	エンドユーザ実習Ⅲ	1
子ども・若者の社会参画論	2	経営財務論	2		

## 3) 経済コース科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
日本経済史	2	アジア農村経済論	2	意思決定論	2
金融論	2	地域計量分析	2	財務会計論	2
ファイナンス	2	数理統計学	2	経営分析	2
銀行論	2	地方財政論	2	マーケティング論	2
経済政策論Ⅰ	2	財政政策論Ⅰ	2	経営組織論	2
経済政策論Ⅱ	2	財政政策論Ⅱ	2	経営学総論	2
地域計画論	2	商業簿記	2	システム構築実習	1
地域経済論Ⅰ	2	経営戦略論	2	実用英語	2

地域経済論Ⅱ	2	経営管理論	2	アクティブ・プログラム	2
国際経済学Ⅰ	2	経営財務論	2	特殊講義	2
国際経済学Ⅱ	2	工業簿記・原価計算論	2	演習	2
国際貿易投資論Ⅰ	2	管理会計論	2	外国書研究	2
国際貿易投資論Ⅱ	2	経営情報論	2	特殊研究	6
東南アジア経済論	2	技術経営論	2	エンドユーザ実習Ⅰ	1
公共経済学	2	情報ネットワーク論	2	エンドユーザ実習Ⅱ	1
社会と経済の統計	2	商学総論	2	エンドユーザ実習Ⅲ	1
日本経済論	2	職業指導	2		
農業政策論	2	国際金融論	2		

#### Ⅳ. 人文学科の開設科目

##### (1) 学科共通科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
人文科学基礎Ⅰ	2	英語学概説A	2	考古学概説A	2
人文科学基礎Ⅱ	2	英語学概説B	2	考古学概説B	2
多元地域文化コース基礎Ⅰ	2	イギリス文学概説A	2	文化人類学概説	2
多元地域文化コース基礎Ⅱ	2	イギリス文学概説B	2	比較民俗学概説	2
心理学コース基礎Ⅰ	2	アメリカ文学概説A	2	哲学概説	2
心理学コース基礎Ⅱ	2	アメリカ文学概説B	2	倫理学概説	2
卒業論文	8	日本史概説	2	社会学概論	2
日本語学概説A	2	東洋史概説A	2	経済学概論	2
日本語学概説B	2	東洋史概説B	2	芸術文化史概説	2
日本文学史概説A	2	西洋史概説	2	心理学概論	2
日本文学史概説B	2	人文地理学概説	2	心理学研究法	2
中国文学概説A	2	自然地理学概説	2	心理学統計法	2
中国文学概説B	2	地誌学概説	2		

##### (2) コース科目

##### 1) 多元地域文化コース科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
日本古典文学研究A	2	現代文化論	2	日本歴史・文化演習A1	2
日本古典文学研究B	2	書籍文化研究	2	日本歴史・文化演習B1	2
日本古典文学研究C	2	日本語学演習A1	2	日本歴史・文化演習C1	2
日本近現代文学研究A	2	日本語学演習B1	2	アジア歴史・文化演習A1	2
日本近現代文学研究B	2	日本古典文学演習A1	2	アジア歴史・文化演習B1	2
中国文学研究	2	日本古典文学演習B1	2	アジア歴史・文化演習C1	2
中国古典文学	2	日本近現代文学演習A1	2	西洋歴史・文化演習A1	2
言語と文化	2	日本近現代文学演習B1	2	西洋歴史・文化演習B1	2
日本語学研究A	2	言語と文化演習	2	日本歴史・文化演習2	2
日本語学研究B	2	日本古典文学リテラシー実習	1	アジア歴史・文化演習2	2
アジア言語研究A	2	書道実習	1	西洋歴史・文化演習2	2
アジア言語研究B	2	アジア言語演習A1	2	古文書実習A	1
アメリカ小説論	2	アジア言語演習B1	2	古文書実習B	1
英語圏比較文化論	2	日本語学演習2	2	古文書実習C	1
英語学研究	2	日本古典文学演習2	2	地理学演習A1	2
イギリス演劇研究	2	日本近現代文学演習2	2	地理学演習B1	2
社会言語学	2	アジア言語演習2	2	地理学実験	1



現代ヨーロッパ・アメリカ文化研究	2	英語学演習 1	2	地理学実習	1
多文化交流論	2	イギリス文学演習 1	2	考古学演習 1	2
日本歴史・文化研究 A	2	アメリカ文学演習 1	2	文化人類学演習 1	2
日本歴史・文化研究 B	2	英語ライティング	2	文化人類学実習	1
日本歴史・文化研究 C	2	英語オーラル	2	考古学実習 1	1
アジア歴史・文化研究 A	2	英語コミュニケーション A	2	考古学実習 2	1
アジア歴史・文化研究 B	2	英語コミュニケーション B	2	考古学演習 2	2
西洋歴史・文化研究 A	2	社会言語学演習 1	2	文化人類学演習 2	2
西洋歴史・文化研究 B	2	多文化交流論演習 1	2	地理学演習 2	2
地理学講義 A	2	現代ヨーロッパ・アメリカ文化演習 1	2	文献資料学演習	2
地理学講義 B	2	多言語文化論演習 1	2	博物館実習	3
地誌学講義	2	ドイツ言語・文化演習 1	2	哲学演習 A	1
考古学研究 A	2	フランス言語・文化演習	2	哲学演習 B	1
考古学研究 B	2	英語コミュニケーション演習	2	哲学演習 2	2
考古学研究 C	2	多文化交流論演習 2	2	芸術文化論演習	2
考古学研究 D	2	社会言語学演習 2	2	ポピュラーカルチャー論演習 1	2
文化人類学研究	2	イギリス文学演習 2	2	現代文化論演習 1	2
文献資料学	2	アメリカ文学演習 2	2	書籍文化演習 1	2
哲学研究 A	2	現代ヨーロッパ・アメリカ文化演習 2	2	ポピュラーカルチャー論演習 2	2
哲学研究 B	2	多言語文化論演習 2	2	現代文化論演習 2	2
哲学研究 C	2	英語翻訳論演習	2	書籍文化演習 2	2
ポピュラーカルチャー論	2	英語学演習 2	2		

## 2) 心理学コース科目

科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
神経科学(神経・生理心理学)	2	心理学的支援法	2	福祉心理学演習	2
教育・学校心理学	2	臨床心理学(臨床心理学概論)	2	産業・組織心理学演習	2
障害者・障害児心理学	2	福祉心理学	2	心理学実験	1
心理的アセスメント	2	社会心理学(社会・集団・家族心理学)	2	比較心理学演習	2
健康・医療心理学	2	産業・組織心理学	2	認知心理学演習	2
精神疾患とその治療	2	司法・犯罪心理学	2	臨床心理学演習	2
関係行政論	2	人体の構造と機能及び疾病	2	社会心理学演習	2
感情・人格心理学	2	公認心理師の職責	2	心理演習	2
認知心理学(知覚・認知心理学)	2	教育・学校心理学演習	2	産業心理支援実習	1
学習・言語心理学	2	神経科学演習	2	多変量データ解析演習	2
発達心理学	2	医療心理学演習	2	心理実習	1

付表第2 (規則第9条第2項関係)

		開 講 科 目 一 覧 表			法経社会学科・法学 コース						
科 目 区 分	学群	授業科目の名称		配 当 年 次	単位数		授業形態			備考	
		※教育職員免許取得のための「教科に関する科目」を以下のとおりに色を分けた。中学社会：黄色，公民：黄緑，商業：青色。共通開設科目については，2種類の色を配置した。			必 修	選 択	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習		
専 門 教 育 科 目	基 礎	グ ラ フ イ ン フ ォ メ ー シ ョ ン 科 目	人文社会総合論	1前	2		○			学部共通科目 (必修)	
			小計 (1科目)	-	2			-			
	基 礎	学 科 共 通 科 目	法 経 社 会 群	社会科学基礎演習	1前	2			○		学科共通科目 (必修)
				社会科学基礎	1後	2		○			
				法学の基礎	1前		2	○			
				司法制度論	1前		2	○			
				憲法統治	1前		2	○			
				社会学概論	1前		2	○			
				経済学概論	1前		2	○			
				家族社会学	1後		2	○			
				ミクロ経済学Ⅰ	1後		2	○			
				ミクロ経済学Ⅱ	2前		2	○			
				マクロ経済学Ⅰ	1後		2	○			
				マクロ経済学Ⅱ	2前		2	○			
				統計作成論	1前		2	○			
				統計利用論	1後		2	○			
				哲学概説	1前		2	○			
				倫理学概説	1後		2	○			
				経済史入門	1前		2	○			
				都市社会学	1前		2	○			
				社会教育概論	1後		2	○			
				地域社会を学ぶ	1後		2	○			
基 礎	ビ ジ ネ ス 群	企業論	1前		2	○			商業の必修科目 商業の必修科目		
		企業会計論	1後		2	○					
		小計 (22科目)	-	4	40			-			
活 用	法 学 コ ー ス 科 目	法 政 群	憲法人権Ⅰ	1後		2	○				
			憲法人権Ⅱ	2前		2	○				
			行政法総論Ⅰ	2前		2	○				
			行政法総論Ⅱ	2後		2	○				
			国家補償法	3前		2	○				
			行政争訟法	3前		2	○				
			地方自治法	3後		2	○				
			公共法務論	3後		2	○				
			政治学	2後		2	○				
			刑法総論Ⅰ	2前		2	○				
			刑法総論Ⅱ	2後		2	○				
			刑法各論Ⅰ	2後		2	○				
			刑法各論Ⅱ	3前		2	○				
			刑事訴訟法Ⅰ	2後		2	○				
			刑事訴訟法Ⅱ	3前		2	○				

専門教育科目	活用	法学コース科目	法政群	民法総則		1後	2	○			
				物権法Ⅰ		2前	2	○			
				物権法Ⅱ		2後	2	○			
				債権法Ⅰ		2前	2	○			
				債権法Ⅱ		2後	2	○			
				債権法Ⅲ		3前	2	○			
				家族法		2前	2	○			
				環境法		2後	2	○			
				社会保障法		2後	2	○			
				民事訴訟法Ⅰ		2後	2	○			
				民事訴訟法Ⅱ		3前	2	○			
				民事執行・保全法		3後	2	○			
				倒産法		3後	2	○			
				租税法		3前	2	○			
				国際私法		2前	2	○			
				国際取引法		2後	2	○			
				国際関係論		2前	2	○			
				英米法		2前	2	○			
				法社会学		2後	2	○			
				政治史		2前	2	○			
				外国法特論		2前	2	○			
				外国書講読		2前	2	○			
				法哲学		2後	2	○			
				法史学		2前	2	○			
				国際法		2後	2	○			
				行政学		2後	2	○			
				自治体政策論		2前	2	○			
				刑事政策		2前	2	○			
				司法政策論		3後	2	○			
				法政特殊講義		1前	2	○			
				ビジネス群	会社法Ⅰ		2後	2	○		
					会社法Ⅱ		3前	2	○		
					商取引法Ⅰ		3前	2	○		
商取引法Ⅱ		3後	2		○						
有価証券法		3後	2		○						
労働法		3前	2		○						
企業法務論		3後	2		○						
小計(52科目)				-	104	-					
実践	法学コース科目	-	演習Ⅰ		3前	2	2	○			
			演習Ⅱ		4前	2	○				
			実践演習		2前	2		○			
			キャリア形成演習		2前	2		○			
			キャリア体験実習		3前	1		○			
			小計(5科目)				-	2	9	-	
法文アドバンスト科目Ⅰ	-	現代社会を探る		2前	2	○					
		地域科学特殊講義		2前	2	○					
		観光学		3後	2	○					
		島嶼ツーリズム論		4前	2	○					
		アクティブ・ゼミ		2前	2		○				
		地域科学演習		2後	2		○				

専 門 教 育 科 目	法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 I	自治体政策総合論	2後	2	○		
		まちづくり論	2前	2	○		
		行政企業体験実習	3前・後	1			○
		海外異文化体験実習	1前	1			○
		医療と刑法	2後	2	○		
		人間らしく働くこととワークルール	2後	2	○		
		ルールや専門職に学ぶ社会や地域	2前	2	○		
		新聞から読み解く「鹿児島の近現代」	2後	2	○		
		マスコミ論Ⅰ	2前	2	○		
		マスコミ論Ⅱ	2後	2	○		
		小計（16科目）	－	30			－
法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 II	－	自然科学から見る人・文化・社会	2前	2	○		
		水産学概論	3前	1	○		
		日本水産業概論	3前	2	○		
		水圏環境保全科学	2後	2	○		
		小計（4科目）	－	7			－
法学コース 合計（100科目）						－	
教員免許資格取得希望者は、必要に応じて以下の科目を履修する（「教科に関する科目」）							
他 学 科 科 目	歴 史 ・ 環 境 学 群	日本史概説	1前	2	○		
		東洋史概説 A	1前	2	○		
		東洋史概説 B	1後	2	○		
		西洋史概説	1前	2	○		
		人文地理学概説	1前	2	○		
		自然地理学概説	1後	2	○		
		地誌学概説	1後	2	○		
他 コ ー ス 科 目	ビ ジ ネ ス 群	商業簿記	2前	2	○		
		経営戦略論	2前	2	○		
		経営管理論	2後	2	○		
		経営財務論	2前	2	○		
		工業簿記・原価計算論	2前	2	○		
		管理会計論	2前	2	○		
		経営情報論	2前	2	○		
		技術経営論	2後	2	○		
		情報ネットワーク論	2前	2	○		
		商学総論	2前	2	○		
		職業指導	2後	2	○		
		国際金融論	3前	2	○		
		意思決定論	2前	2	○		
		財務会計論	3前	2	○		
		経営分析	3後	2	○		
マーケティング論	2後	2	○				
						商業の必修科目 商業の必修科目	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>法経社会学科コース制度の概要： 法経社会学科の学生のうち、法学コースの学生は入学時より法学コースに所属する。それ以外の学生は、2年次より地域社会コースまたは経済コースに所属することになる。</p> <p>卒業要件： 1) 共通教育科目：30単位 2) 専門教育科目：94単位 ①法文スタンダード科目「人文社会総合論」2単位を修得すること。 ②法文アドバンスト科目Ⅰ、法文アドバンスト科目Ⅱより合計6単位を修得すること。 ③学科共通科目から必修4単位（「社会科学基礎」及び「社会科学基礎演習」）、選択必修6単位を修得すること。 ④活用領域の法学コース科目から、法政群に属する科目を4単位以上またはビジネス群に属する科目を2単位以上修得すること。 ⑤実践領域の法学コース科目の「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「実践演習」の中から8単位以上修得すること。「演習Ⅰ」4単位を必修とし、8単位まで卒業要件に算入できるものとする。ただし、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び「実践演習」について卒業要件に算入できる単位数は、合わせて16単位までとする。 ⑥「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」は、それぞれ原則として同一名称のものを2学期にわたって連続して履修しなければならない。「演習Ⅰ」を後期から変更することはできない。 ⑦「演習Ⅱ」の履修に際しては、当該「演習Ⅱ」と同一名称の「演習Ⅰ」4単位を修得済みであること。 *上記の要件を満たしつつ、124単位以上修得すること（自由科目（他学科・他学部）を6単位まで含めることができる）。 *履修科目の登録上限は年間48単位である。</p>	1学年の 学期区分	2学期
	1学期の 授業時間	15週
	1時限の 授業時間	90分
	<p>取得できる免許種</p> <p>中学校教諭一種免許状：社会</p> <p>高等学校教諭一種免許状：公民、商業</p>	

履修上の注意

- (1) 演習を履修するためには、2年次後期終了までに、共通教育科目および専門教育科目（「教職に関する科目」を除く）をあわせて30単位以上修得していなければならない。※「教職に関する科目」は、この30単位に含まれないので注意すること。
- (2) 3月卒業については、2月、3月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。  
9月卒業については、8月、9月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。



専門 教育 科目	活用	地域社会 コース 科目	社会 群	財政政策論 I		2後		2	○		
				自治体政策論		2前		2	○		
				行政学		2後		2	○		
				持続可能な地域づくりと教育		2後		2	○		
				子ども・若者の社会参画論		2前		2	○		
				社会教育経営論 I		2前		2	○		
				社会教育経営論 II		2後		2	○		
				生涯学習支援論 I		2前		2	○		
				生涯学習支援論 II		2後		2	○		
				社会教育施設論		2後		2	○		
				ファシリテーションの基礎		2前		2	○		
				地域づくりと NPO		2後		2	○		
				コミュニティ論		2前		2	○		
				公共法務論		3後		2	○		
				環境教育論		2後		2	○		
				アートマネジメント論		2後		2	○		
				社会教育と地域創造の関わりを学ぶ		2前		2	○		
				成人教育論		3前		2	○		
				青年の主体形成論		3前		2	○		
				図書館論		2前		2	○		
				地域社会特殊講義		3前		2	○		
				人権教育と平和		3後		2	○		
				まちづくりを考える		3前		2	○		
				多文化共生の地域づくり		3前		2	○		
				社会教育実践論		3後		2	○		
				外国書研究		3前		2	○		
				ビジネス 群	経営戦略論		2前		2	○	
	経営管理論		2後			2	○				
	経営財務論		2前			2	○				
	管理会計論		2前			2	○				
	商業簿記		2前			2	○				
	工業簿記・原価計算論		2前			2	○				
	意思決定論		2前			2	○				
財務会計論		3前			2	○					
経営情報論		2前			2	○					
経営組織論		2後			2	○					
小計 (54科目)		-			108		-				
実践	地域社会 コース 科目	-	演習	2前・後	2			○			
			特殊研究	4後	6			○			
			社会教育演習 I	2前		1		○			
			社会教育演習 II	2後		1		○			
			地域社会実習	3後		1			○		
			社会教育実習 I	3前		1			○		
			社会教育実習 II	3後		1			○		
			社会教育実習 III	3前		1			○		
			社会教育実習 IV	3後		1			○		
			エンドユーザ実習 I	1前	1				○		
			エンドユーザ実習 II	1後	1				○		
			エンドユーザ実習 III	1後	1				○		
			実用英語	2前		2		○			
			観光英語	3後		2		○			
			小計 (14科目)		-	11	11		-		

専門 教育 科目	法文アドバンス ト科目Ⅰ	現代社会を探る	2前	2	○			
		地域科学特殊講義	2前	2	○			
		観光学	3後	2	○			
		島嶼ツーリズム論	4前	2	○			
		アクティブ・ゼミ	2前	2		○		
		地域科学演習	2後	2		○		
		自治体政策総合論	2後	2	○			
		まちづくり論	2前	2	○			
		行政企業体験実習	3前・後	1			○	
		海外異文化体験実習	1前	1			○	
		医療と刑法	2後	2	○			
		人間らしく働くこととワークルール	2後	2	○			
		ルールや専門職に学ぶ社会や地域	2前	2	○			
		新聞から読み解く「鹿児島の近現代」	2後	2	○			
		マスコミ論Ⅰ	2前	2	○			
		マスコミ論Ⅱ	2後	2	○			
	小計（16科目）	-	30	-				
	法文アドバンス ト科目Ⅱ	自然科学から見る人・文化・社会	2前	2	○			
		水産学概論	3前	1	○			
		日本水産業概論	3前	2	○			
水圏環境保全科学		2後	2	○				
小計（4科目）		-	7	-				
地域社会コース 合計（111科目）					-			
教員免許資格取得希望者は、必要に応じて以下の科目を履修する（「教科に関する科目」）								
他学 科科目	歴史・ 環境学 群	日本史概説	1前	2	○			
		東洋史概説 A	1前	2	○			
		東洋史概説 B	1後	2	○			
		西洋史概説	1前	2	○			
		人文地理学概説	1前	2	○			
		自然地理学概説	1後	2	○			
		地誌学概説	1後	2	○			
他 コース 科目	ビ ジ ネ ス 群	商学総論	2前	2	○			商業の必修科目
		職業指導	2後	2	○			商業の必修科目
		会社法Ⅰ	2後	2	○			
		会社法Ⅱ	3前	2	○			
		有価証券法	3後	2	○			
		経営分析	3後	2	○			
		情報ネットワーク論	2前	2	○			
		国際金融論	3前	2	○			
		技術経営論	2後	2	○			
		マーケティング論	2後	2	○			
		商取引法Ⅰ	3前	2	○			
		商取引法Ⅱ	3後	2	○			



卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>法経社会学科コース制度の概要：            法経社会学科の学生のうち、法学コースの学生は入学時より法学コースに所属する。それ以外の学生は、2年次より地域社会コースまたは経済コースに所属することになる。            地域社会コースにおいては、2年次に地域社会ユニットまたは地域経営ユニットのいずれかを選択する。地域社会ユニットは、専門教育科目の法経社会群と社会群より14単位以上を修得した上で下記の卒業要件を充たすものとする。地域経営ユニットは、専門教育科目のビジネス群から14単位以上を修得した上で、下記の卒業要件を充たすものとする。</p> <p>卒業要件：            1) 共通教育科目：30単位            2) 専門教育科目：            ・法文スタンダード科目「人文社会総合論」（2単位）            ・法文アドバンスト科目Ⅰ・Ⅱより計6単位            ・学科共通科目から必修4単位（「社会科学基礎」及び「社会科学基礎演習」）、選択必修6単位以上を修得すること。            ・専門科目の必修科目17単位、専門科目の選択科目から53単位以上を修得すること。</p> <p>*上記の要件を満たしつつ、124単位以上修得すること（自由科目（他学科・他学部）を6単位まで含めることができる）。            *履修科目の登録上限は年間48単位である。</p>	1学年の 学期区分	2学期
	1学期の 授業時間	15週
	1時限の 授業時間	90分
<p>取得できる免許種</p> <p>中学校教諭一種免許状：社会</p> <p>高等学校教諭一種免許状：            公民，商業</p>		

履修上の注意

- (1) 演習は2年次前期（3期）より履修するものとする。ただし、演習を履修するためには、社会科学基礎演習、初年次セミナーⅠ、初年次セミナーⅡ（留学生の場合は、「日本語・日本事情科目」のいずれかを計2単位）、大学と地域の計8単位を修得していなければならない。
- (2) 特殊研究は4年次後期（8期）に修得するものとする。ただし、特殊研究を履修するためには演習を6単位以上修得していなければならない。（9期以降は前期にも受講することができる。）特殊研究（論文等）の提出期限は、原則として1月20日とする。（前期の提出期限は7月31日とする。）
- (3) 地域社会特殊講義は6単位まで卒業要件単位に算入できる。ただし、同一教員の講義を2度以上受講することは認められない。
- (4) 3月卒業については、2月、3月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。  
 9月卒業については、8月、9月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。

開 講 科 目 一 覧 表

法経社会学科・経済コース

科 目 区 分	学 群	授業科目の名称		配 当 年 次	単位数		授業形態			備 考	
		※教育職員免許取得のための「教科に関する科目」を以下のとおりに色を分けた。中学社会：黄色，公民：黄緑，商業：青色。共通開設科目については，2種類の色を配置した。			必 修	選 択	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習		
専 門 教 育 科 目	法 文 学 科	人文社会総合論		1前	2		○			学部共通科目（必修）	
		小計（1科目）		-	2			-			
	基 礎 学 科 共 通 科 目	-	社会科学基礎演習		1前	2			○		学科共通科目（必修）
			社会科学基礎		1後	2		○			
		法 経 社 会 群	法学の基礎		1前	2	○				商業の必修科目 商業の必修科目
			司法制度論		1前	2	○				
			憲法統治		1前	2	○				
			社会学概論		1前	2	○				
			経済学概論		1前	2	○				
			家族社会学		1後	2	○				
			ミクロ経済学Ⅰ		1後	2	○				
			ミクロ経済学Ⅱ		2前	2	○				
			マクロ経済学Ⅰ		1後	2	○				
			マクロ経済学Ⅱ		2前	2	○				
			統計作成論		1前	2	○				
			統計利用論		1後	2	○				
			哲学概説		1前	2	○				
			倫理学概説		1後	2	○				
			経済史入門		1前	2	○				
			都市社会学		1前	2	○				
			社会教育概論		1後	2	○				
			地域社会を学ぶ		1後	2	○				
ビ ジ ネ ス 群	企業論		1前	2	○						
	企業会計論		1後	2	○						
小計（22科目）		-	4	40			-				
活 用 経 済 コ ー ス 科 目	経 済 コ ー ス 群	日本経済史		2後	2	○					
		経済政策論Ⅰ		2前	2	○					
		経済政策論Ⅱ		2後	2	○					
		地域計画論		2前	2	○					
		地域経済論Ⅰ		2前	2	○					
		地域経済論Ⅱ		2後	2	○					
		国際経済学Ⅰ		2前	2	○					
		国際経済学Ⅱ		2後	2	○					
		国際貿易投資論Ⅰ		2前	2	○					
		国際貿易投資論Ⅱ		2後	2	○					
		東南アジア経済論		2前	2	○					
		公共経済学		2前	2	○					
		社会と経済の統計		3後	2	○					
		日本経済論		3前	2	○					
		農業政策論		3後	2	○					
		アジア農村経済論		3後	2	○					
		地域計量分析		3後	2	○					
数理統計学		2後	2	○							
地方財政論		3前	2	○							

専 門 教 育 科 目	活 用	経済 コ ー ス 科 目	経済 群	財政政策論Ⅰ		2後	2	○			商業の必修科目 商業の必修科目
				財政政策論Ⅱ		2前	2	○			
				特殊講義		2前	2	○			
				外国書研究		3前	2	○			
			ビ ジ ネ ス 群	商業簿記		2前	2	○			
				経営戦略論		2前	2	○			
				経営管理論		2後	2	○			
				経営財務論		2前	2	○			
				工業簿記・原価計算論		2前	2	○			
				管理会計論		2前	2	○			
				経営情報論		2前	2	○			
				技術経営論		2後	2	○			
				情報ネットワーク論		2前	2	○			
				商学総論		2前	2	○			
				職業指導		2後	2	○			
				国際金融論		3前	2	○			
				意思決定論		2前	2	○			
				財務会計論		3前	2	○			
				経営分析		3後	2	○			
				マーケティング論		2後	2	○			
				金融論		2前	2	○			
				ファイナンス		3後	2	○			
				銀行論		2前	2	○			
				経営組織論		2後	2	○			
経営学総論		2前	2	○							
	小計 (44科目)		-	88	-						
実 践	経済 コ ー ス 科 目	-	演習		2前・後	2		○			
			特殊研究		4後	6		○			
			エンドユーザ実習Ⅰ		1前	1			○		
			エンドユーザ実習Ⅱ		1後	1			○		
			エンドユーザ実習Ⅲ		1後	1			○		
			システム構築実習		2前		1		○		
			実用英語		2前		2	○			
			アクティブ・プログラム		2前・後		2	○			
	小計 (8科目)		-	11	5	-					
法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 Ⅰ	-	-	現代社会を探る		2前		2	○			
			地域科学特殊講義		2前		2	○			
			観光学		3後		2	○			
			島嶼ツーリズム論		4前		2	○			
			アクティブ・ゼミ		2前		2		○		
			地域科学演習		2後		2		○		
			自治体政策総合論		2後		2	○			
			まちづくり論		2前		2	○			
			行政企業体験実習		3前・後		1		○		
			海外異文化体験実習		1前		1		○		
			医療と刑法		2後		2	○			
			人間らしく働くこととワークルール		2後		2	○			
			ルールや専門職に学ぶ社会や地域		2前		2	○			
			新聞から読み解く「鹿児島近現代」		2後		2	○			
			マスコミ論Ⅰ		2前		2	○			
			マスコミ論Ⅱ		2後		2	○			
	小計 (16科目)		-	30	-						

法文アドバンスト科目Ⅱ	-	自然科学から見る人・文化・社会	2前	2	○		
		水産学概論	3前	1	○		
		日本水産業概論	3前	2	○		
		水圏環境保全科学	2後	2	○		
		小計（4科目）	-	7	-		
経済コース 合計（95科目）							
教員免許資格取得希望者は、必要に応じて以下の科目を履修する（「教科に関する科目」）							
他学科科目	歴史・環境学群	日本史概説	1前	2	○		
		東洋史概説 A	1前	2	○		
		東洋史概説 B	1後	2	○		
		西洋史概説	1前	2	○		
		人文地理学概説	1前	2	○		
		自然地理学概説	1後	2	○		
		地誌学概説	1後	2	○		
他コース科目	ビジネス群	会社法Ⅰ	2後	2	○		
		会社法Ⅱ	3前	2	○		
		商取引法Ⅰ	3前	2	○		
		商取引法Ⅱ	3後	2	○		
		有価証券法	3後	2	○		
卒業要件及び履修方法						授業期間等	
<p>法経社会学科コース制度の概要：</p> <p>法経社会学科の学生のうち、法学コースの学生は入学時より法学コースに所属する。それ以外の学生は、2年次より地域社会コースまたは経済コースに所属することになる。</p> <p>経済コースにおいては、2年次に経済ユニットまたは経営・情報ユニットのいずれかを選択する。経済ユニットは、専門教育科目の法経社会群と経済群より14単位以上を修得した上で下記の卒業要件を充たすものとする。経営・情報ユニットは、専門教育科目のビジネス群から14単位以上を修得した上で、下記の卒業要件を充たすものとする。</p> <p>卒業要件：</p> <p>1) 共通教育科目：30単位</p> <p>2) 専門教育科目：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法文スタンダード科目「人文社会総合論」（2単位）</li> <li>・法文アドバンスト科目Ⅰ・Ⅱより計6単位</li> <li>・学科共通科目から必修4単位（「社会科学基礎」及び「社会科学基礎演習」）、選択必修6単位以上を修得すること。</li> <li>・専門科目の必修科目13単位、専門科目の選択科目から57単位以上を修得すること。</li> </ul> <p>*上記の要件を満たしつつ、124単位以上修得すること（自由科目（他学科・他学部）を6単位まで含めることができる）。</p> <p>*履修科目の登録上限は年間48単位である。</p>						1学年の 学期区分	2学期
						1学期の 授業時間	15週
						1時限の 授業時間	90分
<p>取得できる免許種</p> <p>中学校教諭一種免許状：社会</p> <p>高等学校教諭一種免許状： 公民，商業</p>							

#### 履修上の注意

- 演習は2年次前期（3期）より履修するものとする。ただし、演習を履修するためには、社会科学基礎演習、初年次セミナーⅠ、初年次セミナーⅡ（留学生の場合は、「日本語・日本事情科目」のいずれかを計2単位）、大学と地域の計8単位を修得していなければならない。
- 4単位を超えて修得した演習の単位はコース科目の単位として4単位まで卒業要件に算入できる。
- 特殊研究は4年次後期（8期）に修得するものとする。ただし、特殊研究を履修するためには演習を2単位以上修得していなければならない。（9期以降は前期にも受講することができる。）特殊研究（論文等）の提出期限は、原則として1月20日とする。（前期の提出期限は7月31日とする。）
- 特殊講義は12単位まで卒業要件単位に算入できる。ただし、同一教員の講義を2度以上受講することは認められない。
- アクティブ・プログラムは4単位まで卒業要件単位に算入できる。
- 3月卒業については、2月、3月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。  
9月卒業については、8月、9月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。

開 講 科 目 一 覧 表

人文学科・多元地域文化コース

科 目 区 分	学 群	授業科目の名称 ※教育職員免許取得のための「教科に関する科目」を以下のとおりに色を分けた。国語：赤、社会：黄色、地歴：緑、公民：黄緑、英語：ピンク。共通開設科目については、2種類の色を配置した。	配 当 年 次	単 位 数		授 業 形 態			備 考	
				必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・実 習		
専 門 教 育 科 目	法 文 学 科 グ ー ド 科 目	人文社会総合論	1前	2		○			学部共通科目（必修）	
		小計（1科目）	-	2		-				
	-	人文科学基礎Ⅰ	1前	2			○		学科共通科目（必修）	
		人文科学基礎Ⅱ	1後	2			○			
		多元地域文化コース基礎Ⅰ	2前	2			○		コース必修科目	
		多元地域文化コース基礎Ⅱ	2後	2			○			
	ア ジ ア 言 語 学 群	日本語学概説 A	1後		2	○				
		日本語学概説 B	1後		2	○				
		日本文学史概説 A	1後		2	○				
		日本文学史概説 B	1後		2	○				
		中国文学概説 A	1前		2	○				
		中国文学概説 B	1前		2	○				
	欧 米 言 語 学 群	英語学概説 A	1後		2	○				
		英語学概説 B	1後		2	○				
		イギリス文学概説 A	1前		2	○				
		イギリス文学概説 B	1前		2	○				
		アメリカ文学概説 A	1前		2	○				
		アメリカ文学概説 B	1後		2	○				
	歴 史 ・ 環 境 学 群	日本史概説	1前		2	○				
		東洋史概説 A	1前		2	○				
		東洋史概説 B	1後		2	○				
		西洋史概説	1前		2	○				
		人文地理学概説	1前		2	○				
		自然地理学概説	1後		2	○				
		地誌学概説	1後		2	○				
		考古学概説 A	1前		2	○				
		考古学概説 B	1前		2	○				
		文化人類学概説	1前		2	○				
		比較民俗学概説	1後		2	○				
		人 間 ・ 社 会 学 群	哲学概説	1前		2	○			
	倫理学概説		1後		2	○				
	社会学概論		1前		2	○				
	経済学概論		1前		2	○				
	芸術文化史概説		1後		2	○				
	心 理 学 学 群	心理学概論	1前		2	○				
		心理学研究法	1後		2	○				
		心理学統計法	2前		2	○				
			小計（35科目）	-	8	62	-			

専 門 教 育 科 目	活 用 1	多 元 地 域 文 化 コ ー ス 科 目	ア ジ ア 言 語 学 群	日本古典文学研究 A		2前	2	○		
				日本古典文学研究 B		2前・後	2	○		
				日本古典文学研究 C		2後	2	○		
				日本近現代文学研究 A		2前	2	○		
				日本近現代文学研究 B		2後	2	○		
				中国文学研究		2後	2	○		
				中国古典文学		2前	2	○		
				言語と文化		2前	2	○		
				日本語学研究 A		2前	2	○		
				日本語学研究 B		2後	2	○		
				アジア言語研究 A		2前	2	○		
				アジア言語研究 B		2後	2	○		
			欧 米 言 語 学 群	アメリカ小説論		2前	2	○		
				英語圏比較文化論		2後	2	○		
				英語学研究		2前	2	○		
				イギリス演劇研究		2後	2	○		
				社会言語学		2後	2	○		
				現代ヨーロッパ・アメリカ文化研究		2前	2	○		
				多文化交流論		2前	2	○		
			歴 史 ・ 環 境 学 群	日本歴史・文化研究 A		2後	2	○		
				日本歴史・文化研究 B		2後	2	○		
				日本歴史・文化研究 C		2前	2	○		
				アジア歴史・文化研究 A		2後	2	○		
				アジア歴史・文化研究 B		2前	2	○		
				西洋歴史・文化研究 A		2前	2	○		
				西洋歴史・文化研究 B		2後	2	○		
				地理学講義 A		2前	2	○		
				地理学講義 B		2後	2	○		
				地誌学講義		2後	2	○		
				考古学研究 A		2前・後	2	○		
				考古学研究 B		2前・後	2	○		
				考古学研究 C		2前・後	2	○		
				考古学研究 D		2後	2	○		
				文化人類学研究		2後	2	○		
				文献資料学		2前	2	○		
			人 間 ・ 社 会 学 群	哲学研究 A		2前	2	○		
				文献資料学		2前	2	○		
				哲学研究 B		2後	2	○		
				哲学研究 C		2後	2	○		
				ポピュラーカルチャー論		2前	2	○		
				現代文化論		2前	2	○		
書籍文化研究		2前		2	○					
小計 (41科目)		-	82	-						

専 門 教 育 科 目	活 用 2	多 元 地 域 文 化 コ ー ス	ア ジ ア 言 語 学 群	日本語学演習 A 1		2前		2		○	2コマ授業のため計2単位修得
				日本語学演習 B 1		2後		2		○	
				日本古典文学演習 A1		2前		2		○	
				日本古典文学演習 B1		2後		2		○	
				日本近現代文学演習 A1		2前		2		○	
				日本近現代文学演習 B1		2後		2		○	
				言語と文化演習		2後		2		○	
				日本古典文学リテラシー実習		2前		1		○	
				書道実習		2前		1		○	
				アジア言語演習 A 1		2前		2		○	
				アジア言語演習 B 1		2後		2		○	
				日本語学演習 2		3後		2		○	
				日本古典文学演習2		3後		2		○	
				日本近現代文学演習2		3後		2		○	
				アジア言語演習2		3後		2		○	
			欧 米 言 語 学 群	英語学演習 1		2前・後		2		○	
				イギリス文学演習 1		2前・後		2		○	
				アメリカ文学演習 1		2前・後		2		○	
				英語ライティング		2後		2		○	
				英語オーラル		2前		2		○	
				英語コミュニケーション A		2前		2		○	
				英語コミュニケーション B		2後		2		○	
				社会言語学演習 1		2前		2		○	
				多文化交流論演習 1		2前・後		2		○	
				現代ヨーロッパ・アメリカ文化演習1		2後		2		○	
				多言語文化論演習 1		2前		2		○	
				ドイツ言語・文化演習 1		2前・後		2		○	
				フランス言語・文化演習		2前・後		2		○	
				英語コミュニケーション演習		3前・後		2		○	
				多文化交流論演習 2		3前・後		2		○	
				社会言語学演習 2		3前・後		2		○	
				イギリス文学演習 2		3前・後		2		○	
				アメリカ文学演習 2		3前・後		2		○	
現代ヨーロッパ・アメリカ文化演習2		3前・後		2		○					
多言語文化論演習 2		3前・後		2		○					
英語学演習 2		3前・後		2		○					
英語翻訳論演習		2後		2		○					

専 門 教 育 科 目	活 用 2	多 元 地 域 文 化 コ ー ス	歴 史 ・ 環 境 学 群	日本歴史・文化演習 A 1		2前・後	2	○		2コマ授業のため計2単位修得
				日本歴史・文化演習 B 1		2前・後	2	○		
				日本歴史・文化演習 C 1		2前・後	2	○		
				アジア歴史・文化演習 A 1		2前・後	2	○		
				アジア歴史・文化演習 B 1		2前・後	2	○		
				アジア歴史・文化演習 C 1		2前	2	○		
				西洋歴史・文化演習 A 1		2前・後	2	○		
				西洋歴史・文化演習 B 1		2前・後	2	○		
				日本歴史・文化演習 2		3前・後	2	○		
				アジア歴史・文化演習 2		3前・後	2	○		
				西洋歴史・文化演習 2		3前・後	2	○		
				古文書実習 A		2前	1	○		
				古文書実習 B		2前	1	○		
				古文書実習 C		2後	1	○		
				地理学演習 A 1		2前	2	○		
				地理学演習 B 1		2後	2	○		
				地理学実験		2前	1	○		
				地理学実習		3前・後	1	○		
				考古学演習 1		2前・後	2	○		
				文化人類学演習 1		2前	2	○		
				文化人類学実習		2前・後	1	○		
				考古学実習 1		2前・後	1	○		
				考古学実習 2		2前・後	1	○		
				考古学演習 2		3前・後	2	○		
				文化人類学演習 2		3前・後	2	○		
				地理学演習 2		3前・後	2	○		
				文献資料学演習		2前	2	○		
博物館実習		4前	3	○						
人 間 ・ 社 会 学 群	哲学演習 A 1		2前・後	2	○					
	哲学演習 B 1		2前・後	2	○					
	哲学演習 2		3前・後	2	○					
	芸術文化論演習		2後	2	○					
	ポピュラーカルチャー論演習 1		2前	2	○					
	現代文化論演習 1		2前・後	2	○					
	書籍文化演習 1		2前・後	2	○					
	ポピュラーカルチャー論演習 2		3前・後	2	○					
	現代文化論演習 2		3前・後	2	○					
	書籍文化演習 2		3前・後	2	○					
小計 (75科目)		-	141	-						
実 践	卒業論文		4前・後	8	○					
	小計 (1科目)		-	8	-					



専 門 教 育 科 目	法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 Ⅰ	現代社会を探る	2前	2	○			
		地域科学特殊講義	2前	2	○			
		観光学	3後	2	○			
		島嶼ツーリズム論	4前	2	○			
		アクティブ・ゼミ	2前	2		○		
		地域科学演習	2後	2		○		
		自治体政策総合論	2後	2	○			
		まちづくり論	2前	2	○			
		行政企業体験実習	3前・後	1			○	
		海外異文化体験実習	1前	1			○	
		医療と刑法	2後	2	○			
		人間らしく働くこととワークルール	2後	2	○			
		ルールや専門職に学ぶ社会や地域	2前	2	○			
		新聞から読み解く「鹿児島の近現代」	2後	2	○			
		マスコミ論Ⅰ	2前	2	○			
		マスコミ論Ⅱ	2後	2	○			
		小計（16科目）	-	30	-			
法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 Ⅱ	自然科学から見る人・文化・社会	2前	2	○				
	水産学概論	3前	1	○				
	日本水産業概論	3前	2	○				
	水圏環境保全科学	2後	2	○				
	小計（4科目）	-	7	-				
多元地域文化コース 合計（173科目）					-			
教員免許資格取得希望者は、必要に応じて以下の科目を履修する（「教科に関する科目」）								
他 学 科 科 目	法学の基礎		1前	2	○		} 中学社会及び公民の 選択必修科目	
	政治学		2前	2	○			
他 コ ー ス 科 目	認知心理学（知覚・認知心理学）		2前	2	○			
	学習・言語心理学		2後	2	○			
	臨床心理学（臨床心理学概論）		2前	2	○			
	福祉心理学		2後	2	○			
	社会心理学（社会・集団・家族心理学）		2前	2	○			
	産業・組織心理学		2前	2	○			

コース制度の概要及び卒業要件	授業期間等	
<p>人文学科コース制度の概要： 人文学科の学生は入学時より多元地域文化コースまたは心理学コースに所属する。</p> <p>多元地域文化コースにおいては、2年次に、A（アジア言語学群）、B（欧米言語学群）、C（歴史・環境学群）、D（人間・社会学群）の学群のいずれかを選択した場合、選択科目の履修に際して当該学群より所定の単位を修得することが求められる（学群選択必修）。また、E（総合文化学群）を選択した場合、学群選択必修の制限なく独自の履修カリキュラムを組むことができる。</p> <p>卒業要件： 1）共通教育科目：30単位 2）専門教育科目（基礎）： 2-1）法文スタンダード科目「人文社会総合論」（2単位） 2-2）学科共通科目「人文科学基礎Ⅰ・Ⅱ」（4単位） 2-3）その他の学科共通科目：10単位（多元地域文化コース必修科目4単位、学群選択必修より4単位以上を含む（A～D学群の場合）） 3）専門教育科目（活用1・2）：多元地域文化コース選択科目より38単位（活用2から16単位以上） 3-1）活用1：学群選択必修より8単位以上（A～D学群の場合） 3-2）活用2：学群選択必修より14単位以上（A～D学群の場合） 4）法文アドバンスト科目Ⅰ・Ⅱより計6単位 5）専門教育科目（実践）：「卒業論文」8単位 6）自由科目26単位（他コース・他学科・他学部の授業科目から6単位以上） *上記の要件を満たしつつ、124単位以上修得すること。 *履修科目の登録上限は年間48単位である。</p>	1学年の 学期区分	2学期
	1学期の 授業時間	15週
	1時限の 授業時間	90分
<p>取得できる免許種</p> <p>中学校教諭一種免許状： 国語，社会，英語</p> <p>高等学校教諭一種免許状： 国語，地理歴史，公民，英語</p>		

履修上の注意

- (1) 3月卒業については、2月、3月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。  
9月卒業については、8月、9月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。

開 講 科 目 一 覧 表

人文学科・心理学コース

科 目 区 分	学 群	授業科目の名称 ※教育職員免許取得のための「教科に関する科目」を以下のとおりに色を分けた。 国語：赤，社会：黄色，地歴：緑，公民：黄緑，英語：ピンク。共通開設科目については、2種類の色を配置した。	配 当 年 次	単 位 数		授 業 形 態			備 考	
				必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・実 習		
専 門 教 育 科 目	—	人文社会総合論	1前	2		○			学部共通科目（必修）	
		小計（1科目）	—	2			—			
	—	人文科学基礎Ⅰ	1前	2			○		学科共通科目（必修）	
		人文科学基礎Ⅱ	1後	2			○			
		心理学コース基礎Ⅰ	2前	2			○		コース必修科目	
		心理学コース基礎Ⅱ	2後	2			○			
	アジア言語学群	日本語学概説 A	1後		2	○			}	
		日本語学概説 B	1後		2	○				
		日本文学史概説 A	1後		2	○				
		日本文学史概説 B	1後		2	○				
		中国文学概説 A	1前		2	○				
		中国文学概説 B	1前		2	○				
	欧米言語学群	英語学概説 A	1後		2	○				
		英語学概説 B	1後		2	○				
		イギリス文学概説 A	1前		2	○				
		イギリス文学概説 B	1前		2	○				
		アメリカ文学概説 A	1前		2	○				
		アメリカ文学概説 B	1後		2	○				
	歴史・環境学群	日本史概説	1前		2	○				
		東洋史概説 A	1前		2	○				
		東洋史概説 B	1後		2	○				
		西洋史概説	1前		2	○				
		人文地理学概説	1前		2	○				
		自然地理学概説	1後		2	○				
		地誌学概説	1後		2	○				
		考古学概説 A	1前		2	○				
		考古学概説 B	1前		2	○				
		文化人類学概説	1前		2	○				
		比較民俗学概説	1後		2	○				
		人間・社会学群	哲学概説	1前		2	○			
	倫理学概説		1後		2	○				
	社会学概論		1前		2	○				
	経済学概論		1前		2	○				
	芸術文化史概説		1後		2	○				
	心理学学群	心理学概論	1前	2		○				}コース必修科目
		心理学研究法	1後	2		○				
		心理学統計法	2前	2		○				
			小計（35科目）	—	14	56		—		

専 門 教 育 科 目	活 用 1	心 理 学 コ ー ス 科 目	心 理 学 学 群	神経科学(神経・生理心理学)	2後		2	○				
				教育・学校心理学	2後		2	○				
				障害者・障害児心理学	3後		2	○				
				心理的アセスメント	2前		2	○				
				健康・医療心理学	2後		2	○				
				精神疾患とその治療	3前		2	○				
				関係行政論	3後		2	○				
				感情・人格心理学	2前		2	○				
				認知心理学(知覚・認知心理学)	2前		2	○				
				学習・言語心理学	2後		2	○				
				発達心理学	2前		2	○				
				心理学的支援法	3前		2	○				
				臨床心理学(臨床心理学概論)	2前		2	○				
				福祉心理学	2後		2	○				
				社会心理学(社会・集団・家族心理学)	2前		2	○				
				産業・組織心理学	2前		2	○				
				司法・犯罪心理学	3後		2	○				
				人体の構造と機能及び疾病 公認心理師の職責	2前 4後		2 2	○ ○				
				小計(19科目)	-		38	-				
	活 用 2	心 理 学 コ ー ス 科 目	心 理 学 学 群	教育・学校心理学演習	3前・後		2		○			
神経科学演習				3前・後		2		○				
医療心理学演習				3前・後		2		○				
福祉心理学演習				3前・後		2		○				
産業・組織心理学演習				3前・後		2		○				
心理学実験				2後	1				○			2コマ授業のため計2単位 修得。コース必修科目。
比較心理学演習				3前・後		2		○				
認知心理学演習				3前・後		2		○				
臨床心理学演習				3前・後		2		○				
社会心理学演習				3前・後		2		○				
小計(10科目)				-	1	18	-					
実 践	心 理 学 コ ー ス 科 目	-	心理実習	4前		1			○		} 2コマ授業のため計2単位 修得	
			産業心理支援実習	3後		1			○			
			多変量データ解析演習	3後		2		○				
			心理演習	3前		2		○				
			卒業論文	4前・後	8			○				
			小計(5科目)	-	8	6	-					
法 文 ア ド バ ン ス ト 科 目 I	-	現代社会を探る	2前		2	○						
		地域科学特殊講義	2前		2	○						
		観光学	3後		2	○						
		島嶼ツーリズム論	4前		2	○						
		アクティブ・ゼミ	2前		2		○					
		地域科学演習	2後		2		○					
		自治体政策総合論	2後		2	○						
		まちづくり論	2前		2	○						

専 門 教 育 科 目	法文アドバンスト科目Ⅰ	行政企業体験実習	3前・後	1			○		
		海外異文化体験実習	1前	1			○		
		医療と刑法	2後	2	○				
		人間らしく働くこととワークルール	2後	2	○				
		ルールや専門職に学ぶ社会や地域	2前	2	○				
		新聞から読み解く「鹿児島近代」	2後	2	○				
		マスコミ論Ⅰ	2前	2	○				
		マスコミ論Ⅱ	2後	2	○				
		小計（16科目）	-	30		-			
		法文アドバンスト科目Ⅱ	自然科学から見る人・文化・社会	2前	2	○			
水産学概論	3前		1	○					
日本水産業概論	3前		2	○					
水圏環境保全科学	2後		2	○					
小計（4科目）	-		7		-				
心理学コース 合計（90科目）							-		
教員免許資格取得希望者は、必要に応じて以下の科目を履修する（「教科に関する科目」）									
他学科科目	法学の基礎		1前	2	○			} 中学社会及び公民 の選択必修科目	
	政治学		2前	2	○				
他コース科目	日本古典文学研究 A		2前	2	○			} 2コマ授業のため計2単位修得	
	日本古典文学研究 B		2前・後	2	○				
	日本近現代文学研究 A		2前	2	○				
	日本近現代文学研究 B		2後	2	○				
	中国文学研究		2後	2	○				
	言語と文化		2前	2	○				
	日本語学研究 A		2前	2	○				
	日本語学研究 B		2後	2	○				
	日本語学演習 A 1		2前	2		○			
	日本語学演習 B 1		2後	2		○			
	日本古典文学演習 A1		2前	2		○			
	日本古典文学演習 B1		2後	2		○			
	日本近現代文学演習 A1		2前	2		○			
	日本近現代文学演習 B1		2後	2		○			
	言語と文化演習		2後	2		○			
	日本古典文学リテラシー実習		2前	1			○		
	書道実習		2前	1			○		
	アメリカ小説論		2前	2	○				
	英語圏比較文化論		2後	2	○				
	英語学研究		2前	2	○				
イギリス演劇研究		2後	2	○					
社会言語学		2後	2	○					
英語学演習 1		2前・後	2		○				
イギリス文学演習 1		2前・後	2		○				

他コース科目	アメリカ文学演習 1		2前・後	2		○		2コマ授業のため計2単位 修得
	英語ライティング		2後	2		○		
	英語オーラル		2前	2		○		
	英語コミュニケーション A		2前	2		○		
	英語コミュニケーション B		2後	2		○		
	社会言語学演習 1		2前	2		○		
	日本歴史・文化研究 A		2後	2	○			
	日本歴史・文化研究 B		2後	2	○			
	日本歴史・文化研究 C		2前	2	○			
	アジア歴史・文化研究 A		2後	2	○			
	アジア歴史・文化研究 B		2前	2	○			
	西洋歴史・文化研究 A		2前	2	○			
	西洋歴史・文化研究 B		2後	2	○			
	日本歴史・文化演習 A 1		2前・後	2		○		
	日本歴史・文化演習 B 1		2前・後	2		○		
	アジア歴史・文化演習 A 1		2前・後	2		○		
	アジア歴史・文化演習 B 1		2前・後	2		○		
	アジア歴史・文化演習 C 1		2前	2		○		
	西洋歴史・文化演習 A 1		2前・後	2		○		
	西洋歴史・文化演習 B 1		2前・後	2		○		
	古文書実習 A		2前	1			○	
	古文書実習 B		2前	1			○	
	地理学講義 A		2前	2	○			
	地理学講義 B		2後	2	○			
	地誌学講義		2後	2	○			
	考古学研究 A		2前・後	2	○			
	考古学研究 B		2前・後	2	○			
	考古学研究 C		2前・後	2	○			
	文化人類学研究		2後	2	○			
	地理学演習 A 1		2前	2		○		
	地理学演習 B 1		2後	2		○		
	地理学実験		2前	1			○	
	地理学実習		3前・後	1			○	
	哲学研究 A		2前	2	○			
	哲学研究 B		2後	2	○			
	哲学演習 A 1		2前・後	2		○		
	哲学演習 B 1		2前・後	2		○		
	ポピュラーカルチャー論		2前	2	○			
	現代文化論		2前	2	○			
	書籍文化研究		2前	2	○			
芸術文化論演習		2後	2		○			
ポピュラーカルチャー論演習1		2前	2		○			
現代文化論演習 1		2前・後	2		○			
書籍文化演習 1		2前・後	2		○			
							2コマ授業のため計2単位 修得	

コース制度の概要及び卒業要件	授業期間等	
人文学科コース制度の概要： 人文学科の学生は入学時より多元地域文化コースまたは心理学コースに所属する。	1学年の 学期区分	2学期
卒業要件： 1) 共通教育科目：30単位	1学期の 授業時間	15週
2) 専門教育科目（基礎）： 2- 1) 法文スタンダード科目「人文社会総合論」（2単位） 2- 2) 学科共通科目「人文科学基礎Ⅰ・Ⅱ」（4単位） 2- 3) その他の学科共通科目：10単位（心理学コース必修科目10単位を含む） 3) 専門教育科目（活用1・2）：心理学コース選択科目より36単位（活用2から心理学コース必修科目2単位を含み10単位以上） 4) 法文アドバンスト科目Ⅰ・Ⅱより計6単位 5) 専門教育科目（実践）：「卒業論文」8単位を含み10単位 6) 自由科目26単位（他コース・他学科・他学部の授業科目から6単位以上） *上記の要件を満たしつつ、124単位以上修得すること。 *履修科目の登録上限は年間48単位である。	1時限の 授業時間	90分
	<p>取得できる免許種</p> <p>中学校教諭一種免許状： 国語，社会，英語</p> <p>高等学校教諭一種免許状： 国語，地理歴史，公民，英語</p>	

履修上の注意

- (1) 「心理学実験」「心理実習」「産業心理支援実習」は、基本単位（授業1コマ分の単位）1単位であるが、2コマ連続の授業として開講するので、修得単位は合計2単位となる。
- (2) 括弧内の名称がある科目は、公認心理師法施行規則での「大学における公認心理師となるために必要な科目」の名称と本学での科目名称が一致しないものについて、対応する科目を明確にするために付け加えられている。
- (3) 3月卒業については、2月、3月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。  
9月卒業については、8月、9月の集中講義は当該期の卒業要件単位とすることができません。

付表第3 (規則第24条第2項関係)  
卒業資格取得のための単位修得基準表  
(1) 法学コース

科 目			コース	法学コース	
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ	2	
			初年次セミナーⅡ	2	
			大学と地域	2	
		グローバル教育科目	体育・健康	理論 実習	1 1
			情報活用		2
			英語		4
	選択科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文・社会科学分野	初修外国語 選択科目	4 2
			自然科学分野	選択科目	4
			統合Ⅰ (課題発見)		4
		教養教育科目 (教養活用科目)	統合Ⅱ (課題解決)		4
			必修科目小計		16
			選択科目小計		14
共通教育科目小計			30		
専門教育科目	基礎	必修	法文スタンダード科目	人文社会総合論	2
			学科共通科目	社会科学基礎演習 社会科学基礎	2 2
		選択	学科共通基礎科目 (専門基礎科目)	☆注記	6
	活用	選択	法政群の科目	※法政群の科目から4単位以上またはビジネス群の科目から2単位以上を修得	0~14 4 70~76
			ビジネス群の科目		
			他コース科目	☆注記	
	実践	必修		演習Ⅰ ※4単位必修8単位まで卒業単位に算入可	4
			法学コース科目	演習Ⅱ 実践演習	4~12
		選択		法文アドバンスト科目Ⅰ 法文アドバンスト科目Ⅱ	
	自由科目				0~6
専門教育科目小計				94	
合 計				124	

☆注記 学科共通基礎科目より6単位以上修得。なお、学科共通基礎科目中、法学の科目(法学の基礎、司法制度論、憲法統治)を除いた科目は、10単位を上限として専門教育科目活用領域の選択科目である他コース科目に算入することができる。

## 自由科目

### 他学科・他学部等開設科目

- Ⅳ. 人文学科の開設科目(『修学の手引』13~14頁)から修得した単位(ただし必修科目、「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概説」「社会学概説」を除く)
- 他学部開設科目から修得した単位(「アドバンスト科目Ⅱ」は他学部開設科目とはみなされない)
- 総合教育機構開設「高度共通教育科目」から修得した単位

### 既定の単位を超えて修得した科目

- 「法文アドバンスト科目」から修得した単位のうち、6単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位<sup>注)</sup>

注)「法文アドバンスト科目」のうち「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」に限り重複可能

ただし、以下の科目は、自由科目とはみなされない。

「共通教育科目」

「法文スタンダード科目」

「教科の指導法に関する科目等」(『修学の手引』50頁)

「学芸員に関する科目」(付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く)

「保育学概説」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

◎履修登録および修得単位数の確認は学生本人の責任でおこなってください。



(2) 地域社会コース

科 目			コース		地域社会コース		
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ		2		
			初年次セミナーⅡ		2		
			大学と地域		2		
			体育・健康	理論	1		
				実習	1		
			情報活用		2		
	グローバル教育科目	英語		4			
		異文化理解		2			
		教養教育科目 (教養基礎科目)	人文・社会科学分野	初修外国語	4		
	選択科目		2				
	自然科学分野		選択科目	4			
教養教育科目 (教養活用科目)	統合Ⅰ (課題発見)		4				
	統合Ⅱ (課題解決)						
共通教育科目小計					30		
専門教育科目	基礎	必修科目	法文スタンダード科目		2		
			学科共通科目		2		
		選択科目	社会科学基礎演習		2		
	社会科学基礎		2				
	基礎・活用・実践	選択科目	学科共通科目 (専門基礎科目)		6		
			学科共通科目(基礎) コース科目(活用) コース科目(実践)	地域社会ユニット	法経社会群 社会群	14～	59～53
				地域経営ユニット	ビジネス群	14～	
	他コース科目		法経社会学科の他コース科目		0～14		
	実践	必修科目	地域社会コース科目	演習		8	
				特殊研究		6	
				エンドユーザ実習Ⅰ		1	
エンドユーザ実習Ⅱ				1			
エンドユーザ実習Ⅲ				1			
法文アドバ ンスト科目	選択科目	法文アドバンスト科目Ⅰ		6			
		法文アドバンスト科目Ⅱ					
自由科目					0～6		
専門教育科目小計					94		
合 計					124		

自由科目

他学科・他学部等開設科目

- Ⅳ. 人文学科の開設科目(『修学の手引』13～14頁)から修得した単位(ただし必修科目,「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く)
- 他学部開設科目から修得した単位(「アドバンスト科目Ⅱ」は他学部開設科目とはみなされない)
- 総合教育機構開設「高度共通教育科目」から修得した単位

既定の単位を超えて修得した科目

- 「法文アドバンスト科目」から修得した単位のうち, 6単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位<sup>注)</sup>

注)「法文アドバンスト科目」のうち「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」に限り重複可能

ただし, 以下の科目は, 自由科目とはみなされない。

「共通教育科目」

「法文スタンダード科目」

「教科の指導法に関する科目等」(『修学の手引』50頁)

「学芸員に関する科目」(付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く)

「保育学概論」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

◎履修登録および修得単位数の確認は学生本人の責任でおこなってください。

(3) 経済コース

科 目			コース		経済コース		
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ		2		
			初年次セミナーⅡ		2		
			大学と地域		2		
			体育・健康	理論	1		
				実習	1		
			情報活用		2		
	グローバル教育科目	英語	4				
		異文化理解	2				
	選択科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文・社会科学分野	初修外国語	4		
				選択科目	2		
		教養教育科目 (教養活用科目)	自然科学分野	選択科目	4		
			統合Ⅰ (課題発見)	4			
統合Ⅱ (課題解決)							
共通教育科目小計					30		
専門教育科目	基礎	必修科目	法文スタンダード科目	人文社会総合論	2		
			学科共通科目	社会科学基礎演習	2		
		社会科学基礎	2				
	基礎・活用・実践	選択科目	学科共通科目 (専門基礎科目)			6	
			学科共通科目(基礎) コース科目(活用) コース科目(実践)	経済ユニット	法経社会群 経済群	14～	63～57
				経営・情報ユニット	ビジネス群	14～	
	他コース科目	法経社会科学の他コース科目	0～14				
	実践	必修科目	経済コース科目	演習※4単位必修 8単位まで卒業単位に算入可		4	
				特殊研究		6	
				エンドユーザ実習Ⅰ		1	
				エンドユーザ実習Ⅱ		1	
				エンドユーザ実習Ⅲ		1	
法文アドバンスト科目	選択科目	法文アドバンスト科目Ⅰ	6				
		法文アドバンスト科目Ⅱ					
自由科目					0～6		
専門教育科目小計					94		
合 計					124		

自由科目

他学科・他学部等開設科目

- Ⅳ. 人文学科の開設科目(『修学の手引』13～14頁)から修得した単位(ただし必修科目,「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く)
- 他学部開設科目から修得した単位(「アドバンスト科目Ⅱ」は他学部開設科目とはみなされない)
- 総合教育機構開設「高度共通教育科目」から修得した単位

既定の単位を超えて修得した科目

- 「法文アドバンスト科目」から修得した単位のうち, 6単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位<sup>注)</sup>

注)「法文アドバンスト科目」のうち「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」に限り重複可能

ただし, 以下の科目は, 自由科目とはみなされない。

「共通教育科目」

「法文スタンダード科目」

「教科の指導法に関する科目等」(『修学の手引』50頁)

「学芸員に関する科目」(付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く)

「保育学概論」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

◎履修登録および修得単位数の確認は学生本人の責任でおこなってください。

(4) 多元地域文化コース

科 目		コース	多元地域文化コース		
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナー I	2	
			初年次セミナー II	2	
			大学と地域	2	
		体育・健康	理論	1	
			実習	1	
			情報活用	2	
	グローバル教育科目	英語	4		
		異文化理解	2		
	選択科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文社会科学分野	初修外国語	4
				選択科目	2
		教養教育科目 (教養活用科目)	自然科学分野	選択科目	4
			統合 I (課題発見)	4	
共通教育科目小計			30		
専門教育科目	基礎	法文スタンダード科目	人文社会総合論	2	
		学科共通科目	学科必修科目	人文科学基礎 I, II	4
			コース必修科目	多元地域文化コース基礎 I, II	4
			その他の科目	学群選択必修科目より4単位以上 (A~D学群の場合)	6
	活用	活用 1	学群選択必修科目より8単位以上 (A~D学群の場合)	38	
		活用 2 (16単位以上)	学群選択必修科目より14単位以上 (A~D学群の場合)		
	実践	卒業論文		8	
	法文アドバ ンスト科目	法文アドバンスト科目 I		6	
		法文アドバンスト科目 II			
	自由科目			26	
専門教育科目小計			94		
合計			124		

自由科目

他コース・他学科・他学部等開設科目

- (1) 心理学コース科目 (『修学の手引』14頁) から修得した単位
  - (2) Ⅲ. 法経社会学科の開設科目 (『修学の手引』11~13頁) から修得した単位 (ただし必修科目, 「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く)
  - (3) 他学部開設科目から修得した単位 (「アドバンスト科目Ⅱ」は他学部開設科目とはみなされない)
  - (4) 総合教育機構開設「高度共通教育科目」から修得した単位
- (1)~(4)を6単位以上修得しなければならない。

既定の単位を超えて修得した科目

- (1) 「法文アドバンスト科目」から修得した単位のうち、6単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位<sup>注)</sup>
- (2) 人文学科の学科共通科目 (基礎) から修得した単位のうち、14単位を超えて修得した単位
- (3) 多元地域文化コース科目 (活用1・活用2) から修得した単位のうち、38単位を超えて修得した単位

注) 「法文アドバンスト科目」のうち「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」に限り重複可能

ただし、以下の科目は、自由科目とはみなされない。

「共通教育科目」

「法文スタンダード科目」

「教科の指導法に関する科目等」(『修学の手引』50頁)

「学芸員に関する科目」(付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く)

「保育学概論」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

◎履修登録および修得単位数の確認は学生本人の責任でおこなってください。

(5) 心理学コース

科 目		コース	心理学コース		
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ	2	
			初年次セミナーⅡ	2	
			大学と地域	2	
		体育・健康	理論	1	
			実習	1	
		情報活用		2	
		グローバル教育科目	英語	4	
	異文化理解		2		
	初修外国語		4		
	選択科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文社会科学分野	2	
			自然科学分野	4	
		教養教育科目 (教養活用科目)	統合Ⅰ (課題発見)	4	
			統合Ⅱ (課題解決)		
共通教育科目小計			30		
専門教育科目	基礎	法文スタンダード科目	人文社会総合論	2	
		学科共通科目	学科必修科目	人文科学基礎Ⅰ,Ⅱ	4
			コース必修科目	心理学コース基礎Ⅰ,Ⅱ その他のコース必修科目	4 6
	活用	活用1	(コース必修科目2単位を含み10単位以上)	36	
		活用2			
	実践	〔卒業論文〕8単位を含み10単位)		10	
	法文アドバ ンスト科目	法文アドバンスト科目Ⅰ		6	
		法文アドバンスト科目Ⅱ			
	自由科目			26	
	専門教育科目小計			94	
合計			124		

自由科目

他コース・他学科・他学部等開設科目

- 多元地域文化コース科目 (『修学の手引』13~14頁) から修得した単位
  - Ⅲ.法経社会学科の開設科目 (『修学の手引』11~13頁) から修得した単位 (ただし必修科目,「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く)
  - 他学部開設科目から修得した単位 (「アドバンスト科目Ⅱ」は他学部開設科目とはみなされない)
  - 総合教育機構開設「高度共通教育科目」から修得した単位
- (1)~(4)を6単位以上修得しなければならない。

既定の単位を超えて修得した科目

- 「法文アドバンスト科目」から修得した単位のうち、6単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位<sup>注)</sup>
- 人文学科の学科共通科目 (基礎) から修得した単位のうち、14単位を超えて修得した単位
- 心理学コース科目 (活用1・活用2) から修得した単位のうち、36単位を超えて修得した単位
- 心理学コース科目 (実践) で10単位を超えて修得した単位

注)「法文アドバンスト科目」のうち「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」に限り重複可能

ただし、以下の科目は、自由科目とはみなされない。

「共通教育科目」

「法文スタンダード科目」

「教科の指導法に関する科目等」(『修学の手引』50頁)

「学芸員に関する科目」(付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く)

「保育学概論」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

◎履修登録および修得単位数の確認は学生本人の責任でおこなってください。

## 中学校・高等学校教諭免許状取得のための単位修得方法

### I. 免許状取得について

1. 免許状取得のための基礎資格と、大学において修得することを必要とする単位数（教育職員免許法第5条別表第1）

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
			教科及び教職に関する科目
中学校教諭一種免許状		学士の学位を有すること	59
高等学校教諭一種免許状		学士の学位を有すること	59

### 2. 取得できる免許教科

学科	免許状の種類	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法経社会学科	社会	公民・商業
人文学科	国語・社会・英語	国語・地理歴史・公民・英語

### 3. 中学校教諭一種免許状の取得について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）、「同施行規則」（平成9年文部省令第40号）に基づき介護等の体験が義務付けられている。

### II. 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

1. 本学部における各免許状取得に必要な必修授業科目・選択授業科目および単位数は、表1-1～8のとおりである。

表1-1

中学校教諭一種免許状（国語）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学一種 (国語)	必修授業科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説A	2	必修科目	人文学科
			日本語学概説B	2		
			日本語学研究A	2		
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学史概説A	2	必修科目	
			日本文学史概説B	2		
			日本古典文学研究A	2		
			日本古典文学研究B	2		
		漢文学	中国文学概説A	2	必修科目	
			中国文学概説B	2		
	書道（書写を中心とする。）	書道実習	1	必修科目		
		「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
	選択授業科目	国語学	日本語学研究B，日本語学演習A1，日本語学演習B1，言語と文化，言語と文化演習			人文学科
		国文学	日本古典文学演習A1，日本古典文学演習B1，日本近現代文学研究B，日本近現代文学演習A1，日本近現代文学演習B1，日本古典文学リテラシー実習			
漢文学		中国文学研究				

注. 必修授業科目，選択授業科目から重複せず，24単位以上修得すること（ただし必修授業科目は21単位修得すること）。

表1-2

中学校教諭一種免許状（社会）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学一種（社会）	必修授業科目	日本史及び外国史	日本史概説	2	必修授業	人文学科
			東洋史概説A	2	1科目の	
			東洋史概説B	2	選択必修	
			西洋史概説	2	必修授業	
		地理学（地誌学を含む。）	人文地理学概説	2	必修授業	人文学科
			自然地理学概説	2		
			地誌学概説	2		
		「法学，政治学」	法学の基礎	2	1科目の	法経社会学科
			政治学	2		
	「社会学，経済学」	社会学概論	2	1科目の	人文学科 法経社会学科	
		経済学概論	2			選択必修
	「哲学，倫理学，宗教学」	哲学概説	2	1科目の	人文学科 法経社会学科	
		倫理学概説	2			選択必修
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		日本史及び外国史	日本経済史，経済史入門，歴史のなかの社会学			法経社会学科
			考古学概説A，考古学概説B，考古学研究A，考古学研究B，考古学研究C，日本歴史・文化研究A，日本歴史・文化研究B，日本歴史・文化研究C，日本歴史・文化演習A1，日本歴史・文化演習B1，アジア歴史・文化研究A，アジア歴史・文化研究B，アジア歴史・文化演習A1，アジア歴史・文化演習B1，アジア歴史・文化演習C1，西洋歴史・文化研究A，西洋歴史・文化研究B，西洋歴史・文化演習A1，西洋歴史・文化演習B1，古文書実習A，古文書実習B			人文学科
		地理学	地理学講義A，地理学講義B，地誌学講義，比較民俗学概説，文化人類学概説，文化人類学研究，地理学演習A1，地理学演習B1，地理学実験，地理学実習			人文学科
		法律学，政治学	司法制度論，憲法人権Ⅰ，憲法人権Ⅱ，憲法統治，行政法総論Ⅰ，行政法総論Ⅱ，国家補償法，行政争訟法，地方自治法，刑法総論Ⅰ，刑法総論Ⅱ，刑法各論Ⅰ，刑法各論Ⅱ，刑事訴訟法Ⅰ，刑事訴訟法Ⅱ，民法総則，物権法Ⅰ，物権法Ⅱ，債権法Ⅰ，債権法Ⅱ，債権法Ⅲ，家族法，環境法，社会保障法，民事訴訟法Ⅰ，民事訴訟法Ⅱ，民事執行・保全法，倒産法，租税法，国際私法，国際取引法，国際関係論，英米法，法社会学			法経社会学科
社会学，経済学		マクロ経済学Ⅰ，マクロ経済学Ⅱ，ミクロ経済学Ⅰ，ミクロ経済学Ⅱ，統計作成論，統計利用論，日本経済論，家族社会学，現代社会と地域社会，国際経済学Ⅰ，国際経済学Ⅱ，財政政策論Ⅰ，財政政策論Ⅱ，経済政策論Ⅰ，経済政策論Ⅱ，東南アジア経済論，地域計量分析，社会問題と社会意識，社会的コミュニケーション論，農業政策論，地域計画論，地域経済論Ⅰ，地域経済論Ⅱ，社会と経済の統計，社会調査，福祉と地域の社会学，比較地域文化論，比較地域社会論，芸術文化デザイン論，公共経済学，国際貿易投資論Ⅰ，国際貿易投資論Ⅱ，アジア農村経済論			法経社会学科	
哲学，倫理学，宗教学		哲学研究A，哲学研究B，哲学演習A1，哲学演習B1，現代文化論，ポピュラーカルチャー論，芸術文化史概説，現代文化論演習1，ポピュラーカルチャー論演習1，芸術文化論演習，書籍文化研究，書籍文化演習1			人文学科	

注. 必修授業科目，選択授業科目から重複せず，24単位以上修得すること（ただし必修授業科目は18単位以上修得すること）。

表1-3

中学校教諭一種免許状（英語）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
中学一種（英語）	必修授業科目	英語学	英語学概説 A	2	必修科目	人文学科
			英語学概説 B	2		
		英米文学	イギリス文学概説 A	2	必修科目	
			イギリス文学概説 B	2		
			アメリカ文学概説 A	2		
			アメリカ文学概説 B	2		
		英語コミュニケーション	英語オーラル	2	必修科目	
			英語コミュニケーション A	2	1科目の	
			英語コミュニケーション B	2	選択必修	
			英語ライティング	2	必修科目	
	異文化理解	英語圏比較文化論	2	必修科目		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		英語学	英語学研究, 英語学演習 1			人文学科
		英米文学	イギリス演劇研究, イギリス文学演習 1, アメリカ文学演習 1, アメリカ小説論			
英語コミュニケーション		なし				
異文化理解		社会言語学, 社会言語学演習 1				

注. 必修授業科目, 選択授業科目から重複せず, 24単位以上修得すること(ただし必修授業科目は20単位以上修得すること)。

表1-4

高等学校教諭一種免許状（国語）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種（国語）	必修授業科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説 A	2	必修科目	人文学科
			日本語学概説 B	2		
			日本語学研究 A	2		
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学史概説 A	2	必修科目	
			日本文学史概説 B	2		
			日本古典文学研究 A	2		
			日本古典文学研究 B	2		
			日本近現代文学研究 A	2		
		漢文学	中国文学概説 A	2	必修科目	
			中国文学概説 B	2		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		国語学	日本語学研究 B, 日本語学演習 A1, 日本語学演習 B1, 言語と文化, 言語と文化演習			人文学科
		国文学	日本古典文学演習 A1, 日本古典文学演習 B1, 日本近現代文学研究 B, 日本近現代文学演習 A1, 日本近現代文学演習 B1, 日本古典文学リテラシー実習			
		漢文学	中国文学研究			

注. 必修授業科目, 選択授業科目から重複せず, 32単位以上修得すること(ただし必修授業科目は20単位修得すること)。



表1-5

高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種 (地理歴史)	必修授業科目	日本史	日本史概説	2	必修授業	人文学科
		外国史	西洋史概説	2	必修授業	
			東洋史概説 A	2		
			東洋史概説 B	2		
		人文地理学及び自然地理学	人文地理学概説	2	必修授業	
			自然地理学概説	2		
	地誌	地誌学概説	2	必修授業		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		日本史	考古学概説 A, 考古学概説 B, 考古学研究 A, 考古学研究 B, 考古学研究 C, 日本歴史・文化研究 A, 日本歴史・文化研究 B, 日本歴史・文化研究 C, 日本歴史・文化演習 A1, 日本歴史・文化演習 B1, 古文書実習 A, 古文書実習 B			人文学科
		外国史	アジア歴史・文化研究 A, アジア歴史・文化研究 B, アジア歴史・文化演習 A1, アジア歴史・文化演習 B1, アジア歴史・文化演習 C1, 西洋歴史・文化研究 A, 西洋歴史・文化研究 B, 西洋歴史・文化演習 A1, 西洋歴史・文化演習 B1			人文学科
人文地理学及び自然地理学		地理学講義 A, 地理学講義 B, 比較民俗学概説, 文化人類学概説, 文化人類学研究, 地理学演習 A1, 地理学演習 B1, 地理学実験, 地理学実習			人文学科	
地誌		地誌学講義			人文学科	

注. 必修授業科目, 選択授業科目から重複せず, 32単位以上修得すること (ただし必修授業科目は14単位修得すること)。

表1-6

高等学校教諭一種免許状（公民）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種（公民）	必修授業科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学の基礎	2	1科目の選択必修	法経社会学科
			政治学	2		
		「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2	1科目の選択必修	人文学科
			経済学概論	2		法経社会学科
		「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	哲学概説	2	1科目の選択必修	人文学科
			倫理学概説	2		法経社会学科
	心理学概論		2	人文学科		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	司法制度論，憲法人権Ⅰ，憲法人権Ⅱ，憲法統治，行政法総論Ⅰ，行政法総論Ⅱ，国家補償法，行政争訟法，地方自治法，刑法総論Ⅰ，刑法総論Ⅱ，刑法各論Ⅰ，刑法各論Ⅱ，刑事訴訟法Ⅰ，刑事訴訟法Ⅱ，民法総則，物権法Ⅰ，物権法Ⅱ，債権法Ⅰ，債権法Ⅱ，債権法Ⅲ，家族法，環境法，社会保障法，民事訴訟法Ⅰ，民事訴訟法Ⅱ，民事執行・保全法，倒産法，租税法，国際私法，国際取引法，国際関係論，英米法，法社会学			法経社会学科
			「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	マクロ経済学Ⅰ，マクロ経済学Ⅱ，ミクロ経済学Ⅰ，ミクロ経済学Ⅱ，統計作成論，統計利用論，日本経済論，家族社会学，現代社会と地域社会，財政政策論Ⅰ，財政政策論Ⅱ，国際経済学Ⅰ，国際経済学Ⅱ，経済政策論Ⅰ，経済政策論Ⅱ，東南アジア経済論，地域計量分析，社会問題と社会意識，社会的コミュニケーション論，農業政策論，地域計画論，地域経済論Ⅰ，地域経済論Ⅱ，社会と経済の統計，社会調査，福祉と地域の社会学，比較地域文化論，比較地域社会論，芸術文化デザイン論，公共経済学，国際貿易投資論Ⅰ，国際貿易投資論Ⅱ，アジア農村経済論		
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	哲学研究A，哲学研究B，哲学演習A1，哲学演習B1，現代文化論，ポピュラーカルチャー論，芸術文化史概説，現代文化論演習1，ポピュラーカルチャー論演習1，芸術文化論演習，書籍文化研究，書籍文化演習1，認知心理学（知覚・認知心理学），心理学研究法，学習・言語心理学，産業・組織心理学，社会心理学（社会・集団・家族心理学），福祉心理学，臨床心理学（臨床心理学概論），心理学統計法			人文学科	

注. 必修授業科目，選択授業科目から重複せず，32単位以上修得すること（ただし必修授業科目は6単位以上修得すること）。

表1-7

高等学校教諭一種免許状（英語）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種（英語）	必修授業科目	英語学	英語学概説 A	2	必修科目	人文学科
			英語学概説 B	2		
		英語文学	イギリス文学概説 A	2	必修科目	
			イギリス文学概説 B	2		
			アメリカ文学概説 A	2		
			アメリカ文学概説 B	2		
		英語コミュニケーション	英語オーラル	2	必修科目	
			英語コミュニケーション A	2	1科目の 選択必修	
			英語コミュニケーション B	2		
			英語ライティング	2	必修科目	
	異文化理解	英語圏比較文化論	2	必修科目		
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		英語学	英語学研究, 英語学演習 1			人文学科
		英米文学	イギリス演劇研究, イギリス文学演習 1, アメリカ文学演習 1, アメリカ小説論			
英語コミュニケーション		なし				
異文化理解		社会言語学, 社会言語学演習1				

注. 必修授業科目, 選択授業科目から重複せず, 32単位以上修得すること (ただし必修授業科目は20単位以上修得すること)。

表1-8

高等学校教諭一種免許状（商業）の「教科に関する専門的事項に関する科目」の履修方法

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目				
		開設授業科目	単位数	履修方法	開設学科	
高校一種（商業）	必修授業科目	商業の関係科目	企業論	2	必修科目	法経社会学科
			企業会計論	2		
			商学総論	2		
		職業指導	職業指導	2	必修科目	
	選択授業科目	「教科に関する科目」	本学部における該当授業科目			開設学科
		商業の関係科目	会社法 I, 会社法 II, 商取引法 I, 商取引法 II, 有価証券法, 商業簿記, 財務会計論, 経営管理論, 経営戦略論, 経営分析, 工業簿記・原価計算論, 管理会計論, 経営情報論, 情報ネットワーク論, 意思決定論, 経営財務論, 国際金融論, 技術経営論, マーケティング論, 金融論, ファイナンス, 銀行論			法経社会学科

注. 必修授業科目, 選択授業科目から重複せず, 32単位以上修得すること (ただし必修授業科目は8単位修得すること)。

### Ⅲ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	単位	本学部における 該当授業科目	単位	教育科目	開設学科
日本国憲法（※）	2	日本国憲法	2	共通教育科目	共通教育
		憲法統治	2	専門教育科目	法経社会学科
		憲法人権Ⅰ	2	専門教育科目	法経社会学科
		憲法人権Ⅱ	2	専門教育科目	法経社会学科
体育	2	体育・健康科学理論	1	共通教育科目	共通教育
		体育・健康科学実習	1		
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA	1	共通教育科目	共通教育
		英語ⅡA	1		
		英語ⅠB	1		
		英語ⅡB	1		
情報機器の操作	2	情報活用	2	共通教育科目	共通教育

※1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、「教科及び教職に関する科目」59単位には含まれない。

※2 日本国憲法2単位を修得又は憲法統治、憲法人権Ⅰ、憲法人権Ⅱの3科目6単位を修得。

#### IV. 教科の指導法に関する科目等の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における該当授業科目			最低修得単位数		備考	
科目	単位数	開設授業科目	単位数	開設学部	中学校 教諭一種 免許状	高等学校 教諭一種 免許状		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教職概論（法文学部）	2	法文学部	2	2		
		教育原論	2	教育学部	2	2		
		教育心理学	2	〃	2	2		
		教育制度論	2	〃	2	2		
		特別支援教育基礎論	1	〃	1	1		
		教育課程論	1	〃	1	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中学10 高校8	中等道徳教育論	2	教育学部	2			
		総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2		2	2		
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		2	2		
		生徒・進路指導論	2		2	2		
		学校教育相談	2		2	2		
教科の指導法に関する科目	中学8 高校4	国語	・国語科教育Ⅱ	2	教育学部	6	2	
			・国語科指導法Ⅰ	2				
			・国語科指導法Ⅱ	2				
			・国語科指導法Ⅲ	2				
			・国語科指導法Ⅳ	2				
	英語	・英語科指導法Ⅰ	2	教育学部	2	2		
		・英語科教育	2		2	2		
		・英語科指導法Ⅱ	2		2			
	・英語科指導法Ⅲ	2	2					
	社会	・社会科教育法Ⅰ	2	法文学部	2			
		・社会科教育法Ⅱ	2	教育学部	2			
		・社会科教育法Ⅲ	2	〃	2			
・社会科教育法Ⅳ		2	〃	2				
		・地理歴史科教育法Ⅰ	2	法文学部		2	隔年 隔年	
		・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2			
		・公民科教育法Ⅰ	2	教育学部		2	(注1)	
		・社会科教育法Ⅲ	2		2			
		・商業科教育法Ⅰ	2	法文学部		2	隔年 隔年	
		・商業科教育法Ⅱ	2		2			
教育実践に関する科目	2	教職実践演習（法文学部）	2	法文学部	2	2		
	中学5	・中学校教育実習（法文学部）	4 1	法文学部	5		(注2)	
		・教育実習事前・事後指導（法文学部）						
高校3	・高等学校教育実習（法文学部）	2 1	法文学部		3	(注3)		
・教育実習事前・事後指導（法文学部）								
最低修得単位数		合計			35	27		

介護等の体験	中学校	・福祉等施設実習 ・特別支援学校実習	7日	必要		
--------	-----	-----------------------	----	----	--	--

(注1) 「公民科教育法Ⅰ」は、教育学部開講の「公民科教育概論」に対応する。

(注2)・(注3) 事前・事後指導の単位を修得できなかった者は、教育実習の単位も認定されない。

## V. 教育実習参加資格について

教育職員免許状取得希望者は4年次に教育実習に参加することになっているが、3年次後期までに次の条件を満たさなければ教育実習に参加できない。

1. 教育実習のための身体検査に合格した者。
2. 次に定める単位を修得している者。
  - (イ) 共通教育科目，専門教育科目合わせて62単位以上。
  - (ロ) 教科の指導法に関する科目等の科目の内，「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」「教科の指導法に関する科目」から計12単位以上。このうち「教科の指導法に関する科目」の教科教育法は必ず2単位修得しておくこと。
  - (ハ) 当該免許「教科に関する専門的事項に関する科目」の最低修得単位数（必修）の5分の3以上。
3. 学部長の推薦のある者。

さらに，教育実習に参加する4年次前期には，教育実習事前・事後指導を履修しなければならない。

## VI. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関する教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）について

1. 介護等の体験の期間  
教員免許状の取得要件としての介護等の体験の期間は，7日間とする。
2. 介護等の体験の実施施設  
介護等の体験の実施施設は，特別支援学校（盲学校，聾学校若しくは養護学校）及び社会福祉施設その他の施設で，文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める受入れ施設である。

## VII. 教職実践演習の履修要件について

1. 教職課程の総まとめの科目として，当該科目の履修期において，教育実習を含め，教員免許状取得の所要単位を修得済み又は修得見込みであること。
2. 教職課程履修カルテを作成し，各年次で履修状況や知識技能の獲得状況の確認を得ていること。
3. 全体開設部分は5分の4以上かつ学部個別開設部分は3分の2以上の出席を成績評価の要件とする。

## 学芸員となる資格取得に関する履修要項

### 1. 学芸員の職務

博物館法に基づく専門職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究の他、これと関連する事業について専門的事項をつかさどる。

### 2. 学芸員となる資格

学芸員となる資格を取得するためには、大学において所定の科目の単位を修得しなければならない。

### 3. 修得すべき科目及び単位

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項第1号及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号、平成8年文部省令第28号、最近改正平成21年文部科学省令第22号）第1条の規定により、大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は別表1のとおりとする。資格取得希望の者は本学において開講されている該当授業科目19単位を修得しなければならない。

（別表1）

博物館法施行規則に定める科目	単位	本学における該当授業科目	単位	開講学部等
生涯学習概論	2	生涯学習概論（必修）	2	共通教育センター
博物館概論	2	博物館概論（必修）	2	共通教育センター
博物館教育論	2	博物館教育論（必修）	2	共通教育センター
博物館経営論	2	博物館経営論（必修）	2	共通教育センター
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論（必修）	2	共通教育センター
博物館資料論	2	博物館資料論（必修）	2	共通教育センター
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論（必修）	2	共通教育センター
博物館展示論	2	博物館展示論（必修）	2	共通教育センター
博物館実習	3	博物館実習（必修）	3	法文学部
計	19	計	19	

4. 学芸員の資格認定のためには、別表1の必修科目の他に、「文化史」「考古学」「民俗学」から2つを選択して、国家試験が課せられるが、本学部において開講されている別表2の科目の中から2群以上にわたって修得すれば国家試験は免除される。

(別表2)

群	区分	該当授業科目	単位
A 群	文化史	日本史概説 (選択)	2
		西洋史概説 (選択)	2
		アジア歴史・文化研究A (選択)	2
		アジア歴史・文化研究B (選択)	2
		日本歴史・文化研究A (選択)	2
		日本歴史・文化研究B (選択)	2
B 群	考古学	考古学概説A (選択)	2
		考古学概説B (選択)	2
		考古学研究A (選択)	2
		考古学研究B (選択)	2
		考古学研究C (選択)	2
C 群	民俗学	比較民俗学概説 (選択)	2
		文化人類学概説 (選択)	2
		文化人類学研究 (選択)	2

## 5. 博物館実習履修の条件

4年次に開講される博物館実習を履修できる者は、3年次後期までに次の科目の単位を修得した者とする。ただし、3年次編入生については、4年次前期までに博物館実習を除く科目の単位を修得する見込みのある者とする。

- ① 生涯学習概論, 博物館概論, 博物館教育論, 博物館経営論, 博物館資料保存論, 博物館資料論, 博物館情報・メディア論, 博物館展示論の各2単位計16単位。
- ② 文化史, 考古学, 民俗学関係科目について2群以上にわたる8単位以上。

## 6. 博物館に関する科目の単位修得証明書

所定の単位を修得した者には、願出により「博物館に関する科目の単位修得証明書」を交付する。なお、大学において博物館に関する科目の単位を修得した者は、当然に学芸員としての資格が発生する。学芸員の資格を明らかにする必要がある場合には、大学が発行する卒業証明書及び博物館に関する科目の単位修得証明書を任命権者（都道府県及び市町村教育委員会等博物館の管理機関）に提出すること。

### 附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

ただし、この履修要項実施前において、平成22年4月1日実施前の「学芸員となる資格取得に関する履修要項」の適用を受けていた平成23年度以前の入学生は、別途定める科目読替表に基づき履修する。

この要項は、平成25年5月15日から実施し、平成25年4月2日から適用する。

この要項の適用日の前日に在学する者については、改正後のこの要項にかかわらず、なお、従前の例による。

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

この要項は、平成29年4月1日から適用する。

この要項の適用日前日に在学する者については、改正後のこの要項にかかわらず、なお、従前の例による。



## 社会教育主事及び社会福祉主事となる資格取得に関する履修要項

### 1. 社会福祉主事資格の取得について

社会福祉主事となる資格を得るために必要な単位を修得しようとする者は、「社会学概論」、「経済学概論」、「倫理学概説」の合計3科目の単位を修めなければならない。社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用される。

### 2. 社会教育主事資格取得プログラムについて

社会教育主事となる資格を得るために必要な単位を修得しようとする者は、次頁表の社会教育・生涯学習に関する科目の単位を修めなければならない。

自治体職員として採用され、社会教育分野の担当となることによって、この修得単位を活かして社会教育主事（補）の職務に就くことができる。主な職務内容は、地域における社会教育行政の企画・実施および専門的・技術的助言または指導に当たることを通して、地域住民の自発的な学習活動を支援することである。自治体では大学などでの単位履修による有資格者の採用をおこなう場合もあるが、都道府県などでは派遣社会教育主事（学校教員を派遣社会教育主事として自治体に派遣するもの）であることも多く、この場合は大学での単位履修にかかわらず「社会教育主事講習」の受講が必要とされる。各自治体によって、社会教育に関する専門職の任用体制や採用のしくみ、有資格者の活用と発令の体系が異なることに留意しておく必要がある。そのうえで、履修計画を作成することが大切である。

平成30年2月28日に公布された「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第5）（令和2年4月1日施行）により、社会教育主事資格取得プログラムを修了した者は、「社会教育士（養成課程）」と称することができるようになった。

\* A, B, C, D, E 群は必修, F 群は I, II の各領域から 2 科目, 計 8 単位以上を選択し, 合計 24 単位以上を修得すること。

	省令科目	法文学部の該当科目		備考
必修科目	A	生涯学習概論【4】	生涯教育概論【2】 社会教育概論【2】	必修
	B	生涯学習支援論【4】	生涯学習支援論Ⅰ*【2】 生涯学習支援論Ⅱ*【2】	必修
	C	社会教育経営論【4】	社会教育経営論Ⅰ*【2】 社会教育経営論Ⅱ*【2】	必修
	D	社会教育実習【1】	社会教育実習Ⅰ【1】 社会教育実習Ⅱ【1】	1 単位以上を修得すること
	E	社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	社会教育演習Ⅰ【1】 社会教育演習Ⅱ【1】 社会教育実習Ⅲ【1】 社会教育実習Ⅳ【1】	2 単位以上を修得すること
選択科目	F 社会教育特講	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	家族社会学【2】 福祉と地域の社会学【2】 子ども・若者の社会参画論【2】 青年の主体形成論【2】 成人教育論【2】 環境教育論【2】 多文化共生と地域づくり【2】 人権教育と平和【2】	合計 4 単位以上を修得すること
		社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	社会教育と地域創造の関わりを学ぶ【2】 ファシリテーションの基礎【2】 図書館論【2】 持続可能な地域づくりと教育【2】 地域づくりと NPO【2】 社会教育施設論【2】 社会教育実践論【2】 アートマネジメント論【2】	合計 4 単位以上を修得すること

【 】内の数値は単位数を示す。

## 公認心理師となる資格取得に関する履修要項

### 1. 大学における公認心理師となるために必要な科目

公認心理師法（平成27年法律第68号）第7条第1号及び第2号、公認心理師法施行規則第1条の規定により、大学における公認心理師となるために必要な科目について、本学にて対応する科目は別表1の通りである（全て必修）。

（別表1）

公認心理師科目	本学における対応科目
1. 公認心理師の職責	公認心理師の職責*
2. 心理学概論	心理学概論
3. 臨床心理学概論	臨床心理学（臨床心理学概論）
4. 心理学研究法	心理学研究法
5. 心理学統計法	心理学統計法
6. 心理学実験	心理学実験*
7. 知覚・認知心理学	認知心理学（知覚・認知心理学）
8. 学習・言語心理学	学習・言語心理学
9. 感情・人格心理学	感情・人格心理学
10. 神経・生理心理学	神経科学（神経・生理心理学）
11. 社会・集団・家族心理学	社会心理学（社会・集団・家族心理学）
12. 発達心理学	発達心理学
13. 障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学
14. 心理的アセスメント	心理的アセスメント
15. 心理学的支援法	心理学的支援法
16. 健康・医療心理学	健康・医療心理学
17. 福祉心理学	福祉心理学
18. 教育・学校心理学	教育・学校心理学
19. 司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学*
20. 産業・組織心理学	産業・組織心理学
21. 人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病
22. 精神疾患とその治療	精神疾患とその治療*
23. 関係行政論	関係行政論
24. 心理演習	心理演習*
25. 心理実習	心理実習*

### 注意事項

- (1) 括弧付きの名称がある科目は、公認心理師法施行規則での「大学における公認心理師となるために必要な科目」の名称と本学での科目名称が一致しないものについて、対応する科目を明確にするために付け加えられている。
- (2) \*のついた科目は、心理学コース学生のみ履修可能である。
- (3) 「心理実習」については80時間の授業をもって2単位とする。
- (4) 「心理演習」については30時間の授業をもって2単位とする。
- (5) 履修に際して一部の科目については別に定める基準による履修制限を設ける。
- (6) 実習にかかる費用は実費負担となる。

# 鹿児島大学法文学部コース決定に関する細則

平成29年1月18日

法 細 則 第 1 号

(目 的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の法経社会学科地域社会コース及び経済コース学生（以下「学生」という。）のコース決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(コースの所属)

第2条 学生で、入学後1年以上在学した者は、教授会の議を経て、いずれかのコースに所属させる。

(コース志望の手続)

第3条 前条の学生は、所定のコース志望書を、本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、志望のコースに所属できないことがある。

(コースの決定)

第4条 前条第1項による手続を経て願い出たコース別志望者の所属すべきコースの決定は、教授会がこれを行う。

(コースの不許可)

第5条 教授会の議を経て決定したコースは、当該学期中にこれを変更することを認めない。ただし、この規定は、規則第32条の規定に基づくコースの変更を妨げるものではない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

# 鹿児島大学法文学部転学科及び転コースに関する細則

平成16年4月1日

法細則第3号

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という）第32条第3項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部学生（以下「本学部学生」という。）の転学科及び転コースに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 規則第32条及びこの細則で、転学科とは、本学部学生の本来所属すべき学科を他の学科に変更することをいい、転コースとは、現に所属するコースを他のコースに変更することをいう。

(資格)

第3条 本学部学生は、下記の時期に転学科及び転コースを志願できる。転学科及び転コースの時期は、志願の翌期とする。

- 1 法経社会学科 法学コース 第4期又は第6期
- 2 法経社会学科 地域社会コース・経済コース 第4期以降
- 3 人文学科 第2期以降

(手続)

第4条 転学科又は転コースを志願する者は、規則第2条に規定する学科又はコースの1つを選定して、転学科の場合は所定の転学科願書、転コースの場合は所定の転コース願書を、本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 前項の転学科願書には、現に所属する学科の学科長及びコースのコース長の承認印を要し、いずれの場合も志願する学科及びコースの学科長、コース長の検印を要する。
- 3 第1項の転コース願書には、現に所属するコースのコース長の承認印を要し、志願するコースのコース長の検印を要する。

(選考の方法)

第5条 第3条の規定に基づき転学科、転コースを志願する者があるときは、教授会は、次に掲げる事項のうちコースが定める事項について詮議の上、転学科、転コースを許可することがある。

- (1) 転学科、転コースを志願する者の入学試験における学力検査の成績
- (2) 転学科、転コースを志願する者が修得した共通教育科目の成績
- (3) 転学科、転コースを志願する者の現に所属する学科において修得した専門科目の成績
- (4) その他教授会・当該コースの必要と認める事項

(在学期間)

第6条 在学期間は、入学後8年を超えることはできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの細則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

# 鹿児島大学法文学部転学部に関する細則

平成16年4月1日

法細則第6号

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への転学部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 本学他学部生は、第2期以降に転学部を志願できる。転学部の時期は、第3期以降とする。

(手続)

第3条 転学部を志願する者は、規則第2条に規定するコースの1つを選定して、所定の転学部願書を、本学部の指定する期日までに本学部の長に提出しなければならない。

2 前項の願書には、現に在学する学部の長の転学部許可証を添付することを要する。

(選考の方法)

第4条 第2条の規定に基づき転学部を志願する者がいるときは、教授会は、次の各号について詮議の上、転学部を許可することがある。

- (1) 転学部を志願する者の入学試験における学力検査の成績
- (2) 転学部を志願する者が修得した共通教育科目の成績
- (3) 転学部を志願する者の現に所属する学部において修得した専門教育科目の成績
- (4) その他教授会・当該学科の必要と認める事項

2 前項によるほか、必要あるときは、教授会は、当該学科又はコースの必要と認める科目の学力を検定し、その成績について詮議の上、転学部を許可することがある。

(在学期間)

第5条 在学期間は、入学後8年を超えることはできない。

(単位の認定)

第6条 転学部を許可された者が転学部以前に所属した学部において修得した専門教育科目の単位は、本学部の単位修得基準表に従って分類され、教授会において認められたもののみ本学部の専門教育科目の単位として算入できる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月21日から施行する。

# 鹿児島大学法文学部編入学及び転入学に関する細則

平成16年4月1日

法細則第4号

## (目 的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第30条第2項の規定に基づき鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への編入学及び転入学（以下「編転入学」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入学資格)

第2条 本学部編転入学できる者は、大学に2年以上在学し所定の単位を修得した者若しくは大学・短期大学等（高等専門学校を含む。）を卒業した者又は外国において同程度の課程を修了した者とする。

## (手 続)

第3条 本学部編転入学を志願する者は、次の書類を本学部の指定する期日までに本学部長に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 学業成績証明書（出身大学・短期大学等）
- (3) 卒業証明書又は卒業見込証明書（出身大学・短期大学等）
- (4) 在学中の者は、大学の在学証明書
- (5) 在学期間証明書（本学部が必要と認めた場合）
- (6) その他本学部が必要と認めた書類

## (選考の方法)

第4条 編転入学を志願する者があるときは、必要と認められる科目の学力を検定し、教授会で詮議の上、編転入学を許可することがある。

- (1) 試験科目は、当該学科・コースの指定した科目又は外国語科目とする。
- (2) 選考は、試験の成績、出身大学・短期大学等の成績その他必要と認めるものについて行う。

## (時 期)

第5条 編転入学の時期は、年度の始めとする。

## (入学年次)

第6条 入学の年次は、3年次とする。

## (既修得単位認定)

第7条 既修得単位の認定は、規則の履修基準に準じて、教授会で行う。ただし、学則第34条第1号又は第2号（外国において同程度の課程を修了した者を含む。）の規定により入学を許可された者については、共通教育科目をすべて修得したものと認めることができる。

## (修業年限)

第8条 修業年限は2年とし、休学、停学等の期間は算入しない。在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

## 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成17年1月19日から施行し、平成16年7月21日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月2日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日に在学する者については、改正後のこの細則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。



# 鹿児島大学法文学部再入学に関する細則

平成18年4月19日

法細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第29条第4項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への再入学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 本学部に再入学を志願できる者は、本学部を退学した者（鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第57条第3号、第4号又は第5号に基づき本学部を除籍された者を含む。）とする。

(手続)

第3条 本学部に再入学を志願する者は、次の書類を本学部の指定する期日までに本学部長に提出しなければならない。

(1) 所定の願書

(2) その他本学部が必要と認めた書類

(選考の方法)

第4条 再入学を志願する者があるときは、本学部において必要と認める選考を行い、教授会で審査の上、再入学を許可することがある。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学者に適用する履修規則)

第6条 再入学者に適用する履修に関する規則は、再入学する年次と同一年次の学生の履修規則を適用する。

(在学年限)

第7条 再入学する者の在学年限は、退学又は除籍前の在学期間を含めて8年とする。

附 則

この細則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

# 鹿児島大学法文学部研究生に関する細則

平成21年2月18日

法細則第1号

(趣 旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学研究生規則（平成16年規則第113号。以下「規則」という。）第11条及び鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第33条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部の研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、規則第2条第1項に規定する者とする。

(入学時期)

第3条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(手 続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号の書類は外国人の場合にのみ該当するものとする。

- (1) 入学願書（所定様式）
- (2) 履歴書（所定様式）
- (3) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 身元保証書（所定様式）
- (6) 外国人登録済証明書又は旅券の写し
- (7) 日本語能力試験認定書（2級以上）の写し

2 民間企業等に在職のまま入学を志願する者は、前項各号の書類のほか、研究生として入学することについて差し支えない旨の勤務先の長の研究許可証明書を学部長に提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 研究生の選考は、指導予定教員の意見に基づき、法文学部教授会がこれを行う。

(期間延長)

第6条 研究期間の延長を希望する研究生は、研究期間延長願を学部長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に該当する者は、同項の研究許可証明書を併せて提出しなければならない。

(研究修了)

第7条 研究生は、研究期間が終了したときは、速やかに研究修了届を指導教員経由で学部長に提出しなければならない。

(研究修了証明書)

第8条 学部長は前条の研究修了届の提出があった者に研究修了証明書を交付する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 鹿児島大学法文学部卒業論文試験に関する細則

平成16年4月1日

法細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号。以下「規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の卒業論文試験に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の対象)

第2条 卒業論文試験は、規則第9条第2項の規定に基づき、本学部人文学科学生（以下「学生」という。）についてのみ、これを行う。

(試験の方法)

第3条 卒業論文試験は、卒業論文（以下「論文」という。）の提出並びにその審査によって、これを行う。

(受験資格)

第4条 学生は、次の各号に定める条件を満たさなければ、卒業論文試験を受験することはできない。

- (1) 本学部に3年以上在学していること。ただし、編転入学者に関しては、これを1年半以上とする。
- (2) 卒業を予定される学期末までに、規則第24条第2項により別に定める科目を履修し、所定の単位数を修得し得る見込みのあること。

(論文の提出)

第5条 第4条の規定に該当する学生で論文を提出しようとする者は、別に定める期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、論文の審査を受けることはできない。

(審査)

第6条 論文の審査は、当該コースの教員がこれを行う。ただし、必要あるときは、他のコースの教員若しくはその他の関係教員を審査に加えることができる。

- 2 審査に当たっては、口述試問を行うことがある。
- 3 審査は、各学期末の成績原票提出日までに終了し、学部長に報告するものとする。

(成績の判定)

第7条 論文の成績は、審査に当たった全教員の判定を総合してこれを決定し、合格者には所定の単位を与える。

2 成績の判定は、規則第16条第2項に規定するところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、従前の例による。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 人文学科の卒業論文に関する取扱い要項

鹿児島大学法文学部卒業論文試験に関する卒業論文の提出期限は次のとおりとする。

### 卒業論文の提出

学年の後期末に卒業を予定する者	12月20日
学年の前期末に卒業を予定する者	6月20日

(注) 提出刻限は17時とする。ただし、卒業論文の提出日が土曜、日曜、または休日に当たる場合は、その翌日の17時までとする。

# 鹿児島大学法文学部科目等履修生に関する細則

平成16年4月1日  
法細則第7号

(目 的)

第1条 この細則は、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第35条第2項の規定に基づき鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 本学部の授業科目について履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学（4年制）において、共通教育科目等の所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 本学部において前2号に準ずる学力を有すると認められた者

(手 続)

第3条 本学部の授業科目について履修を志願する者は、所定の願書、履歴書、最終学校の学業成績証明書、卒業証明書及び勤務先の長の科目等履修許可証明書を本学部の指定する期日までに本学部の長に提出しなければならない。

2 外国人の場合は、前項に掲げる書類のほか、旅券の写又は外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 科目等履修生の選考は、担当教員の意見に基づき、教授会がこれを行う。

(単位認定)

第5条 科目等履修生で、単位認定を希望する者には考査を行い、合格者には単位を認定する。

(期 間)

第6条 科目等履修の期間は、1学期間とし、継続して科目等履修を志願する者は、その都度手続を更新するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月2日から施行する。

# 鹿児島大学法文学部既修得単位認定規則

平成16年4月1日

法 細 則 第11号

(趣 旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第46条第4項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）への入学者（編入学、転入学等を除く。以下同じ。）の専門教育科目の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

(認定の条件)

第2条 本学部への入学者は、専門教育科目を1単位以上修得している場合、既修得単位の認定を願い出ることができる。

(申 請)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、認定願、成績証明書等を所定の期日までに本学部学生係に提出しなければならない。

(認定手続)

第4条 既修得単位の認定は、本学部教務委員会における審議を経た後、本学部教授会が行う。

(認定基準)

第5条 既修得単位の認定は、認定を希望する者が所属する学科の履修の基準に従い、8単位以内を認定する。

(通 知)

第6条 認定の結果は、本学部長から当該者に通知する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

# 法文学部履修登録単位数の上限に関する申合せ

平成29年3月15日  
教授会決定  
一部改正令和2年6月17日

(趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という）学生の履修登録単位数の上限に関し必要な事項を定める。

(履修科目の登録)

第2 学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計24単位を超えて履修登録をすることはできない。

2 前項の規定は、次の授業科目には適用しないものとする。

- (1) 集中講義として開講される授業科目
- (2) インターンシップに関する授業科目
- (3) 大学等（県内大学等及び放送大学）間の授業交流制度による授業科目
- (4) アクティブ・プログラム

3 学業成績において所定の要件を満たし、卒業要件外の授業科目の学修にも十分対応できると判断された場合、次の授業科目は、履修登録の上限を超えて履修することができる。

- (1) 教育職員免許取得のための教科の指導法に関する科目等
- (2) 学芸員資格取得のための博物館法施行規則に定める科目（本学における該当授業科目）

4 前項の規定を適用する場合の要件については、別にこれを定める。

(適用除外)

第3 学生が次の各号に該当する場合は、履修登録の上限を適用しない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科生・転コース生
- (3) 再入学生
- (4) 在学年限が3年6月を超える者
- (5) 早期卒業対象者
- (6) その他特別な事情により本学部が必要と認める者

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日時点で在学する学生に適用する。

附 則

1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する学生については、改正後の第2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する学生については、改正後の第2第3項、第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 教科の指導法に関する科目等を履修登録単位数の上限を超えて履修することができる要件

- 第1 2年生以降は、各学期の履修登録時点でのGPAが2以上の学生で、かつ教職履修カルテを所有する学生については、法文学部の履修プログラムおよび専門教育の観点から、教科の指導法に関する科目等を履修登録の上限を超えて履修することができる。
- 2 ただし、GPAが2未満の学生について、指導教員（クラス担任、ゼミ担当教員等）からの申し出（たとえば経済的理由などによる）があり、教務委員が確認したうえで教務委員から学科会にかけて承認がえられた学生に関しては、標記の科目を履修登録の上限を超えて履修することができる。
- 第2 前学期までGPAが2未満の学生も、次学期の履修登録時にGPAが2以上であれば、改めて標記の科目を履修登録の上限を超えて履修できるものとする。

## 博物館法施行規則に定める科目（本学における該当授業科目）を履修登録単位数の上限を超えて履修することができる要件

- 第1 各学期の履修登録時点でのGPAが2以上の学生については、法文学部の履修プログラムおよび専門教育の観点から、学芸員資格関連科目である博物館法施行規則に定める科目（本学における該当授業科目）を履修登録の上限を超えて履修することができる。
- 2 ただし、学芸員資格関連科目は第1期から履修可能であり、GPAのない第1期については履修登録の上限を適用し、前条の規定を適用できるのは第2期以降とする。
- 3 ただし、GPAが2未満の学生について、指導教員（クラス担任、ゼミ担当教員）からの申し出（たとえば経済的理由などによる）があり、教務委員が確認したうえで教務委員から学科会にかけて承認がえられた学生に関しては、標記の科目を履修登録の上限を超えて履修することができる。
- 第2 前学期までGPAが2未満の学生も、次学期の履修登録時にGPAが2以上であれば、改めて履修登録の上限を超えて履修できるものとする。



# 鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムに関する規則

令和2年1月15日

法規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島大学法文学部（以下「法文学部」という。）において開設する法曹養成連携プログラムの履修及び修了の要件について定めることを目的とする。

(プログラムの設置)

第2条 法文学部法経社会学科法学コース（以下「法学コース」という。）の学生が、法曹を目指すため、法文学部との連携に関する協定を締結した法科大学院の教育課程と一貫的に接続する体系的な学修を行うことができるように、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第2項第1号に定める連携法曹基礎課程として、法曹養成連携プログラムを開設する。

(対象)

第3条 法曹養成連携プログラムは、法学コースに1年次から所属する学生を対象とする。

(履修申請)

第4条 法曹養成連携プログラムの履修を希望する学生は、1年次末又は2年次末までに、所定の申請書を指定する期日までに法文学部長に提出しなければならない。

(履修要件)

第5条 次に掲げるいずれかの要件を満たし、法科大学院への進学を志望する学生は、法曹養成連携プログラムを履修することができる。

(1) 1年次末までに申請する場合

イ 卒業に必要な共通教育科目の単位を20単位以上修得していること。

ロ 別表第1に掲げる科目のうち、1年次後期までに開講されたすべての科目を履修し、その2分の1以上の単位を修得していること。

(2) 2年次末までに申請する場合

イ 卒業に必要な共通教育科目及び専門教育科目の単位を40単位以上修得していること。

ロ 別表第1及び別表第2に掲げる科目のうち、2年次後期までに開講されたすべての科目を履修し、その3分の2以上の単位を修得していること。

(履修資格の判定)

第6条 教授会は、法曹養成連携プログラムの履修資格の有無について審議し、判定する。

(早期卒業の申請)

第7条 法曹養成連携プログラムを履修する学生は、2年次末までに、所定の手続により早期卒業の申請を行わなければならない。ただし、早期卒業の申請に必要な要件を満たさない場合はこの限りでない。

(履修指導)

第8条 法学コースは、法曹養成連携プログラムを履修する学生に対し、法科大学院の教育課程と一貫的に接続するために必要な履修指導を行う。

2 前項の履修指導にあたっては、別表第1及び別表第2に掲げる科目を段階的かつ体系的に履修させるものとする。なお、別表第3に掲げる科目の履修を推奨する。

(修了要件)

第9条 次に掲げる法曹養成連携プログラムの修了要件を満たすことにより、これを修了したものとする。

(1) 別表第1に掲げる科目をすべて修得すること。

- (2) 別表第2に掲げる科目のうち、「キャリア形成演習（法職入門A）」（2単位）, 「キャリア形成演習（法職入門B）」（2単位）, を修得し, かつ, 「演習I」（2単位）を8単位以上修得すること。
- (3) 前2号によって修得した科目の成績の平均点が70点以上であること。
- (4) 法学コースの卒業に必要な単位をすべて修得すること。

(修了判定)

第10条 教授会は, 法曹養成連携プログラムの修了について審議し, 判定する。

第11条 法文学部長は, 法曹養成連携プログラムを修了した学生に対し, 修了証を交付する。

(履修の辞退)

第12条 法曹養成連携プログラムを履修する学生が, 当該プログラムの履修を辞退する場合には, 所定の辞退届をすみやかに法文学部長に提出する。当該学生は, 辞退届の受理により履修の資格を失う。

附 則

この規則は, 令和2年4月1日から施行し, 平成31年度入学者から適用する。

附 則

この規則は, 令和3年3月16日から施行し, 平成31年度入学者から適用する。

附 則

この規則は, 令和4年4月1日から施行し, 令和4年度入学者から適用する。令和3年度以前の入学者についてはなお従前の例による。

別表第1（第5条, 第8条, 第9条関係）  
法律基本科目（講義）

科目名	開講期		単位
法学の基礎	1	前	2
民法総則	1	後	2
物権法Ⅰ	2	前	2
物権法Ⅱ	2	後	2
債権法Ⅰ	2	前	2
債権法Ⅱ	2	後	2
債権法Ⅲ	3	前	2
家族法	2	前	2
憲法人権Ⅰ	1	後	2
憲法人権Ⅱ	2	前	2
憲法統治	1	前	2
刑法総論Ⅰ	2	前	2
刑法総論Ⅱ	2	後	2
刑法各論Ⅰ	2	後	2
刑法各論Ⅱ	3	前	2
会社法Ⅰ	2	後	2
会社法Ⅱ	3	前	2
行政法総論Ⅰ	2	前	2
行政法総論Ⅱ	2	後	2
国家補償法	3	前	2
行政争訟法	3	前	2
民事訴訟法Ⅰ	2	後	2
民事訴訟法Ⅱ	3	前	2
刑事訴訟法Ⅰ	2	後	2
刑事訴訟法Ⅱ	3	前	2

別表第2（第5条, 第8条, 第9条関係）  
演習科目

科目名	開講期		単位	必要単位数
キャリア形成演習（法職入門A）	2	後	2	2
キャリア形成演習（法職入門B）	3	前	2	2
演習Ⅰ（憲法）	3	前・後	2	8
演習Ⅰ（財産法）	3	前・後		
演習Ⅰ（刑法）	3	前・後		
演習Ⅰ（商法）	3	前・後		
演習Ⅰ（行政法・地方自治法）	3	前・後		
演習Ⅰ（民事手続法）	3	前・後		
演習Ⅰ（刑事訴訟法）	3	前・後		

別表第3（第8条関係）  
履修推奨科目

科目名	開講期		単位
司法政策論	3	後	2
実践演習（模擬裁判）	2	前	2
実践演習（法情報論）	2	後	2

# 法経社会学科法学コース早期卒業に関する申合せ

平成16年3月15日  
教授会決定  
一部改正令和5年1月18日

## (趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部法経社会学科法学コース（以下「本コース」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

## (資 格)

第2 本コースの学生で3年次に卒業を希望する者のうち、2年次末までに次の要件を満たす場合は、その資格を有するものとする。

- (1) 卒業要件科目の単位数90単位以上を修得している者
- (2) 修得した全卒業要件科目の平均点が85点以上の者

※ただし、平均点の算出においては、単位認定科目および他大学単位互換制度により単位を修得した科目は対象外とする。

- (3) 3年次末までに卒業に必要な単位数を修得できる見込みの者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象とはならない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科・転コース生
- (3) 再入学生

## (申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、2年次後期の成績交付が完了した時点で、学科長に対し、すみやかに所定の願書を提出しなければならない。

## (判 定)

第4 教授会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し、これを判定する。

## (資格の取り消し)

第5 第4の規定に基づく判定は、法経社会学科会の議により取り消すことができる。

## (卒 業)

第6 早期卒業の資格を有する学生は、3年次に卒業要件単位をすべて履修しなければならない。

2 前項に基づき卒業要件単位をすべて修得した者について、3年次末までに卒業要件単位に算入できる全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の場合に、卒業を認定する。

## (卒業の時期)

第7 卒業の時期は、3年次後期末とする。

## 附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「法政策学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

## 附 則

この申合せは、平成22年1月20日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から実施し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成29年11月15日から実施し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、令和元年12月18日から実施し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 法経社会学科地域社会コース・経済コース早期卒業に関する申合せ

平成16年4月1日  
教授会決定  
一部改正令和4年12月21日

## (趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部法経社会学科地域社会コース及び経済コース（以下、「地域社会コース・経済コース」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

## (資 格)

第2 1年次末までに卒業要件科目46単位以上を修得し、その平均点が90点以上の者、及び2年次に早期卒業要件科目54単位以上を修得し、その平均点が90点以上の者が早期卒業を希望する場合は、早期卒業の資格を有する成績優秀者として認めることができる。

※ただし、各年次における平均点の算出においては、単位認定科目および他大学単位互換制度により単位を修得した科目は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象とはならない。

- (1) 3年次編入生
- (2) 転学部・転学科・転コース生
- (3) 再入学生

## (申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、所定の願書を1年次末及び2年次末に地域社会コース・経済コースの指定する期日までに学科長に提出するものとする。

## (判 定)

第4 教授会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し、これを判定する。

## (履修方法)

第5 早期卒業対象者の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 1年次成績優秀該当者は、2年次各期の履修科目登録上限を28単位とし、2年次第3期から演習を履修できるものとする。
- (2) 2年次成績優秀該当者は、3年次各期の履修科目登録上限を28単位とし、3年次に特殊研究を履修できるものとする。

## (卒 業)

第6 教授会は、早期卒業を希望する者が第2に規定する資格を有し、3年次に単位修得した卒業要件科目の平均点が90点以上の者を、卒業者として判定する。

## 附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「経済情報学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

## 附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成29年11月15日から実施し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 人文学科早期卒業に関する申合せ

平成16年4月1日  
教授会決定  
一部改正平成29年2月15日

## (趣 旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部規則（平成16年法規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、鹿児島大学法文学部人文学科（以下「本学科」という。）学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

## (資 格)

第2 3年次末までに卒業に必要な単位を修得する見込みのある者で、次の各号を満たした場合には、在学期間3年で卒業を申し出ることができる。

(1) 2年次末までに、卒業に必要な単位のうち90単位以上を修得している者

(2) 2年次末までに修得した卒業に必要な全科目の成績の平均点が、100点満点で85点以上の者

※ただし、平均点の算出においては、単位認定科目および他大学単位互換制度により単位を修得した科目は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の者は早期卒業の対象とはならない。

(1) 3年次編入生

(2) 転学部・転学科・転コース生

(3) 再入学生

## (申 請)

第3 早期卒業を希望する者は、2年次末までに所定の願書を学科長に提出しなければならない。

## (判 定)

第4 教授会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し、これを判定する。ただし、この判定は当該学生の休学により取り消されることがある。

## (卒業研究)

第5 適格と認定された者は、3年次に卒業研究を行うことができる。

## (卒 業)

第6 早期卒業の資格を有する者が卒業するためには、多元地域文化コース又は心理学コースが定める卒業に必要な単位をすべて修得し、かつ成績優秀でなければならない。

2 前項の成績優秀者は、3年次終了時までに修得した卒業に必要な全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の者とする。

## (卒業の時期)

第7 卒業の時期は、3年次の3月とする。

## 附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

2 この申合せ施行前において、平成13年12月19日制定の「人文学科早期卒業に関する申し合わせ」の適用を受けていた平成14年度以降の入学生にはこれを適用する。

## 附 則

1 この申合せは、平成25年4月2日から実施する。

2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この申合せの実施日の前日に在学する者については、改正後の第2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成29年11月15日から実施し、平成28年度入学生から適用する。



# 鹿児島大学法文学部における鹿児島県内大学等間及び 放送大学との授業交流（単位互換）による単位修得に関する申合せ

平成16年4月1日  
教授会決定  
一部改正平成29年2月15日

この申合せは、鹿児島県内における大学等間の授業交流（単位互換）に関する協定（平成13年3月29日調印）、及び鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）に関する覚書に基づき実施される鹿児島県内大学等間の授業交流並びに鹿児島大学と放送大学との間における単位互換に関する協定（平成17年5月25日調印）、及び鹿児島大学と放送大学との間における単位互換に関する覚書に基づき実施される授業交流（以下「授業交流（単位互換）制度」という。）について、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）学生が在学中に修得できる単位数ほか必要な事項を定める。

## 第1 共通教育科目の単位

本学部の学生が、この授業交流（単位互換）制度の利用により修得した共通教育科目の単位は、当該科目の授業内容に応じて、本学の共通教育科目教養基礎科目人文社会科学分野選択科目の2単位及び教養基礎科目自然科学分野選択科目の4単位の一部として、4単位を上限に卒業要件単位に含めることができる。

## 第2 専門教育科目の単位

本学部の学生が、この授業交流（単位互換）制度の利用により修得した専門科目の単位は、専門教育科目卒業要件単位には含めない。

## 第3 認定

本申合せに基づき、本学部学生が共通教育科目及び専門教育科目として修得した授業科目の単位については、本学部教授会が認定する。

## 第4 教職免許等取得のための単位

教諭免許状及び学芸員資格取得のために履修しなければならない共通教育科目、専門教育科目及び教職科目については、本学での履修しか認めない。

### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成17年6月15日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成25年5月15日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

# 鹿児島大学法文学部における国際学術交流協定大学への 留学期間中に修得した授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成16年4月1日  
教授会決定

## (目 的)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部（以下「本学部」という。）の学生が鹿児島大学学則（平成16年規則第86号、以下「学則」という。）第54条の規定に基づき国際学術交流協定大学へ留学した期間に修得した授業科目の単位について、学則第45条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす授業科目の単位の取扱いに関し必要な事項を定める。

## (認定する単位数)

第2 学生が留学期間中に修得したものとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。

## (認定の申請)

第3 前項における修得した単位の認定を希望する学生は、所定の願書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

## (単位の認定)

第4 本学部で修得したものとみなす授業科目の単位の認定は、前項の申請に基づき教務委員会の審議を経て、教授会が行う。なお、特に必要と認められる場合は、国際学術交流協定大学での授業科目名を用いて単位認定を行うことができる。

## (認定の通知)

第5 認定の通知は、学部長から申請者に通知する。

## 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この申合せは、平成19年9月19日から実施する。

# 法文学部「法文チャレンジ・プログラム」に関する申合せ

平成29年2月15日  
教授会決定

(目的)

第1 この申合せは、鹿児島大学法文学部（以下、「本学部」という。）において開設する「法文チャレンジ・プログラム」の履修および修了の要件について定めることを目的とする。

(法文チャレンジ・プログラムの種類)

第2 本学部の学生が、その所属するコースにおいて学修する専門分野の知識をさらに深め、または、他の学問分野を積極的に学ぶことができるように、本学部に次の4つの法文チャレンジ・プログラムを開設する。なお、各チャレンジ・プログラムを構成する科目は付表のとおりとする。

- (1) 司法チャレンジ・プログラム
- (2) 地域再生チャレンジ・プログラム
- (3) 異文化体験チャレンジ・プログラム
- (4) 心理学チャレンジ・プログラム

2 「司法チャレンジ・プログラム」は法経社会学科法学コースの学生を、「心理学チャレンジ・プログラム」は人文学科心理学コースの学生を、その対象から除外する。

(履修申請)

第3 法文チャレンジ・プログラムの履修を希望する学生は、所定の申請書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。

(履修要件)

第4 次に掲げる科目をすべて修得した学生は、第2に掲げる法文チャレンジ・プログラムのいずれかのプログラムを履修することができる。

- (1) 共通教育科目
  - ①初年次教育科目 「初年次セミナーⅠ」(2単位), 「初年次セミナーⅡ」(2単位)  
「大学と地域」(2単位)
  - ②グローバル教育科目 「英語」(4単位)
- (2) 専門教育科目
  - ①法文スタンダード科目 「人文社会総合論」(2単位)
  - ②学科共通科目
    - (i) 法経社会学科の学生 「社会科学基礎演習」(2単位), 「社会科学基礎」(2単位)
    - (ii) 人文学科の学生 「人文科学基礎Ⅰ」(2単位), 「人文科学基礎Ⅱ」(2単位)

(修了要件)

第5 付表に定める各チャレンジ・プログラムの修了要件を満たすことにより、これを修了したものとし、学部長は、学生に対してその修了証を交付する。

(卒業要件単位に算入できる単位)

第6 各プログラムを構成する科目のうち、法文学部、または、自己の所属する各学科の専門教育科目として開講されているものを修得した場合には、その単位を卒業要件単位に算入することができる。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日より施行する。

(付 表)

司法チャレンジ・プログラム	
選択科目	単位数
法学の基礎 ○	2
司法制度論 ○	2
憲法人権Ⅰ ○	2
憲法人権Ⅱ ○	2
憲法統治 ○	2
行政法総論Ⅰ	2
行政法総論Ⅱ	2
刑法総論Ⅰ	2
刑法総論Ⅱ	2
刑法各論Ⅰ	2
刑法各論Ⅱ	2
民法総則	2
物権法Ⅰ	2
物権法Ⅱ	2
債権法Ⅰ	2
債権法Ⅱ	2
債権法Ⅲ	2
会社法Ⅰ	2
会社法Ⅱ	2
商取引法Ⅰ	2
刑事訴訟法Ⅰ	2
刑事訴訟法Ⅱ	2
民事訴訟法Ⅰ	2
民事訴訟法Ⅱ	2
法政実践講義（模擬裁判）	2
法政実践講義（模擬交渉）	2
*プログラム履修要件*	
①選択科目の中から重複せず24単位以上修得すること。	
②◎印の付いている科目は基本科目であり、受講することが望ましい。	
③法学コースの学生はこのプログラムに申請することはできない。	

異文化体験チャレンジ・プログラム	
選択科目	単位数
東洋史概説	2
中国文学概説	2
アジア歴史・文化研究	2
アジア言語研究	2
中国文学研究	2
アジア農村経済論	2
東南アジア経済論	2
文化人類学概説	2
文化人類学研究	2
多文化交流論	2
西洋史概説	2
現代ヨーロッパ・アメリカ文化研究	2
西洋歴史・文化研究	2
アメリカ文学概説	2
イギリス文学概説	2
英語学概説	2
言語と文化	2
多文化共生の地域づくり	2
必修科目	
海外アクティブ実習	2
*プログラム履修要件*	
①必修科目2単位を修得すること。	
②選択科目の中から重複せず16単位以上修得すること。	
③下記いずれかの場合に海外アクティブ実習の単位が認定される。 (1)海外異文化体験実習を2単位修得した。(2)文化人類学を2単位修得した。(3)留学によって修得した単位が法文学部の単位として2単位認定された。	

地域再生チャレンジ・プログラム	
選択科目	単位数
都市社会学	2
地域社会を学ぶ	2
コミュニティ論	2
社会調査	2
まちづくりを考える	2
持続可能な地域づくりと教育	2
地域づくりとNPO	2
多文化共生の地域づくり	2
自治体政策論	2
芸術文化デザイン論	2
地域計画論	2
地域計量分析	2
人文地理学概説	2
自然地理学概説	2
地理学講義	2
地誌学講義	2
地域科学特殊講義	2
まちづくり論	2
観光学	2
島嶼ツーリズム論	2
必修科目	
フィールド実習	1
課題レポート作成	2
*プログラム履修要件*	
①必修科目を重複せず3単位以上修得すること。	
②選択科目の中から重複せず20単位以上を修得すること。	
③下記いずれかの場合にフィールド実習の単位が認定される。 (1)アクティブ・ゼミの単位を修得した（開講年度等によりフィールド実習と読み替えられないことがあるのでシラバスを参照すること）。(2)地域科学演習の単位を修得した。(3)地理学実習もしくは考古学実習の単位を修得した（これら2科目は受講制限があるので注意すること）。(4)アクティブ・プログラム（フィールド研究）を修得した。	
④下記の場合に課題レポート作成の単位が認定される。 アクティブ・プログラム（課題レポート作成）の単位を修得した。なお、アクティブ・プログラムは4単位まで重複履習可。	

心理学チャレンジ・プログラム	
選択科目	単位数
神経科学（神経・生理心理学）	2
認知心理学（知覚・認知心理学）	2
学習・言語心理学	2
発達心理学	2
臨床心理学（臨床心理学概論）	2
心理的アセスメント	2
健康・医療心理学	2
福祉心理学	2
社会心理学（社会・集団・家族心理学）	2
産業・組織心理学	2
必修科目	
心理学概論	2
心理学研究法	2
心理学統計法	2
*プログラム履修要件*	
①必修科目を重複せず6単位修得すること。	
②選択科目の中から重複せず12単位以上修得すること。	
③心理学コースの学生はこのプログラムに申請することはできない。	

## 法文チャレンジ・プログラム 申請書

チャレンジ・プログラムに申請するためには、以下の科目をすべて修得していることが条件になります。修得できている科目にペンでチェックを入れて下さい（鉛筆書は不可）。すべての科目にチェックが入っている場合のみ申請することが可能です。

	法経社会学科の学生	人文学科の学生
法文学部	<input type="checkbox"/> 人文社会総合論（2単位）	
	<input type="checkbox"/> 社会科学基礎演習（2単位）	<input type="checkbox"/> 人文科学基礎Ⅰ（2単位）
	<input type="checkbox"/> 社会科学基礎（2単位）	<input type="checkbox"/> 人文科学基礎Ⅱ（2単位）
共通教育	<input type="checkbox"/> 初年次セミナーⅠ（2単位） <input type="checkbox"/> 初年次セミナーⅡ（2単位） <input type="checkbox"/> 大学と地域（2単位）	

申請条件のチェックが終わったら、下の表の上からペンで「氏名」「学籍番号」を記入し、自分の「コース名」と選択する「プログラム」にチェックを入れて下さい（鉛筆書は不可）。

それぞれのプログラムを修了するために必要な単位は『修学の手引』の「法文学部『法文チャレンジ・プログラム』に関する申し合わせ」を参照のこと。それらの単位を満たした申請者は「修了証」の交付を受けることができます。

フリガナ 氏名										
学籍番号										
コース名	<input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 地域社会 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 多元地域文化 <input type="checkbox"/> 心理学									
プログラム	<input type="checkbox"/> 司法 法学コースの学生は対象外 <input type="checkbox"/> 地域再生 <input type="checkbox"/> 異文化体験 <input type="checkbox"/> 心理学 心理学コースの学生は対象外									

以上の記入が終わったら学生係に提出して下さい。

申請書は2年次前期および2年次後期の履修登録期間内（変更期間を除く）に提出して下さい。期日を過ぎて提出した場合には申請書は受理されませんので注意すること。ただし、休学または留学等の理由で履修登録期間内に申請書が提出できない者は履修登録以前に申請書を提出することができます。

# 鹿児島大学法文学部における学生の成績等開示請求及び 異議申立てに関する規則

平成22年3月8日  
法規則第3号

(趣 旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学法文学（以下「本学部」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立て（共通教育科目等に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織は、教務委員会とする。

2 教務委員が当事者である場合は、その教務委員が所属する学科の長が、問題解決の間、代理委員を立てる。

(開示請求)

第3条 本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例（文章記述式解答を除く。）とする。

3 開示請求は、成績発表後又は卒業判定の結果発表後、原則として、7日以内に受け付けるものとする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により、回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、学部長は、その状況を、教育担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本学部の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、開示請求に対する回答後又は成績発表後、原則として、7日以内に、受け付けるものとする。ただし、卒業判定に係るものについての受付期間は、卒業判定の結果発表日から起算して、原則として、7日以内とする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。

5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を学部長に提出しなければならない。

6 教務委員会は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。

7 学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

(調査及び調査結果報告等)

第5条 教務委員会は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、学部長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。

3 教務委員会は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。

4 学部長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報告するものとする。

5 学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

## 成績等開示請求書

法文学部長 殿

学科名：  
コース名：  
学籍番号：  
本人氏名：(自署)  
連絡先住所：  
電話番号：  
メールアドレス：

私は「鹿児島大学法文学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」第3条に基づき、下記の通り成績等の開示を請求します。

・開示を求める授業科目等と開示請求項目

（該当するものの□欄にレを記入のこと。なお開示を求める科目が複数にわたる場合は、請求書を新たに作成のこと。）

授業科目名（ ） 授業担当教員名（ ）

年度（平成 年） 期別（前期・後期）

試験問題（ 閲覧 写しの交付 ）

答案（ 閲覧 写しの交付 ）

解答例（ 閲覧 写しの交付 ）

成績評価（ 閲覧 写しの交付 ）

卒業判定結果（ 閲覧 写しの交付）

その他（ ）

・開示を請求する理由・利用目的（具体的に）



令和 年 月 日

## 開示請求に対する回答書

殿

法文学部長

令和 年 月 日付けの貴殿の成績等開示請求について、下記のとおり決定しましたので、回答します。

### 1. 開示する成績等の情報

### 2. 不開示とした項目とその理由

### 3. 開示の実施方法・期間等

実施方法：  閲覧  写しの交付

期間：令和 年 月 日から 年 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

場所：

令和 年 月 日

異議申立書・再異議申立書

法文学部長 殿

学科名：  
コース名：  
学籍番号：  
氏名：(自署)  
連絡先住所：  
電話番号：  
メールアドレス：

私は、私の成績等に関して、以下のように [1.異議申立て・2.再異議申立て] (どちらかに○) を行います。

(事前に成績等の開示請求を行った場合の法文学部からの回答書の日付：  
令和 年 月 日)

申立の内容及び理由

令和 年 月 日

異議申立てに対する回答書

殿

法文学部長

令和 年 月 日付けの貴殿の（異議申立て・再異議申立て）について、下記のとおり決定しましたので、回答します。

回答内容

## 法文学部期末試験受験上の心得

期末試験では下記の事項に十分注意して受験すること。

1. 試験開始時間の5分前までに試験場に入室し、試験監督教員の指示に応じて着席すること。
2. 学生証を必ず持参し、受験のさいに机の上に置くこと。学生証を忘れた者は学生係で学生カードの写しを請求すること。  
※学生カードの写しを受領したうえで入室すること。
3. 筆記用具・持ち込み許可分以外のものはバッグ等に入れて足元に置くこと。携帯電話等は必ず電源を切り、バッグ等に入れること。
4. カンニング・替え玉受験等の不正行為が確認された場合、規則に基づき厳重な処分が下される（当該期の専門教育全受験科目無効、停学・退学など）。
5. 原則として試験開始から20分経過後は入室を認めない（列車事故・自然災害など不測の事態については適宜対応される）。また途中退室が認められる場合は、試験開始から25分経過後でなければ退室を認めない。
6. その他、試験監督教員の指示に従うこと。

鹿児島大学法文学部

令和 年度入学 学科〔                    〕 番

コース

氏名 \_\_\_\_\_